

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日
(第207期) 至 平成29年3月31日

ユニチカ株式会社

E00527

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	12
1. 業績等の概要	12
2. 生産、受注及び販売の状況	14
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	15
4. 事業等のリスク	16
5. 経営上の重要な契約等	17
6. 研究開発活動	18
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	20
第3 設備の状況	21
1. 設備投資等の概要	21
2. 主要な設備の状況	21
3. 設備の新設、除却等の計画	22
第4 提出会社の状況	23
1. 株式等の状況	23
(1) 株式の総数等	23
(2) 新株予約権等の状況	47
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	47
(4) ライツプランの内容	47
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	48
(6) 所有者別状況	49
(7) 大株主の状況	50
(8) 議決権の状況	53
(9) ストックオプション制度の内容	53
2. 自己株式の取得等の状況	53
3. 配当政策	54
4. 株価の推移	54
5. 役員の状況	55
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	58
第5 経理の状況	65
1. 連結財務諸表等	66
(1) 連結財務諸表	66
(2) その他	104
2. 財務諸表等	105
(1) 財務諸表	105
(2) 主な資産及び負債の内容	118
(3) その他	118
第6 提出会社の株式事務の概要	119
第7 提出会社の参考情報	120
1. 提出会社の親会社等の情報	120
2. その他の参考情報	120
第二部 提出会社の保証会社等の情報	121

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【事業年度】	第207期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
【会社名】	ユニチカ株式会社
【英訳名】	UNITIKA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 注連 浩行
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っている。)
【電話番号】	該当事項はない。
【事務連絡者氏名】	該当事項はない。
【最寄りの連絡場所】	(大阪本社) 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6281-5721
【事務連絡者氏名】	経理部長 大西 正哲
【縦覧に供する場所】	ユニチカ株式会社東京本社 (東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社の東京本社は、金融商品取引法上の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供している。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第203期	第204期	第205期	第206期	第207期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	160,190	162,686	159,126	146,474	126,219
経常利益 (百万円)	3,853	4,713	7,680	6,821	10,483
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△10,875	583	△27,033	6,933	7,389
包括利益 (百万円)	△10,841	2,065	△26,703	7,062	8,103
純資産額 (百万円)	21,317	19,368	31,590	37,936	45,264
総資産額 (百万円)	255,054	254,181	235,882	219,957	211,872
1株当たり純資産額 (円)	30.88	26.94	△17.01	△6.76	5.80
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△18.87	1.01	△46.87	10.29	11.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	5.50	5.75
自己資本比率 (%)	7.0	6.1	12.0	15.7	19.7
自己資本利益率 (%)	△47.0	3.5	△123.2	22.0	19.3
株価収益率 (倍)	—	56.3	—	5.2	8.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	16,040	6,839	6,080	11,661	18,111
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,404	△4,103	△145	4,124	△4,158
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△7,432	△3,053	5,870	△5,010	△19,089
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	19,636	19,557	31,708	42,023	36,890
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	4,534 (1,757)	4,513 (1,526)	4,458 (1,380)	3,906 (941)	3,671 (790)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第203期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

3. 第204期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4. 第205期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していない。

5. 株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失の年度については記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第203期	第204期	第205期	第206期	第207期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	91,976	94,137	93,942	85,838	79,040
経常利益 (百万円)	1,926	2,415	5,547	5,939	8,088
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△8,804	1,346	△30,595	7,355	7,845
資本金 (百万円)	26,298	26,298	100	100	100
発行済株式総数					
普通株式 (千株)	577,523	577,523	577,523	577,523	577,523
A種種類株式 (千株)	—	—	21	21	21
B種種類株式 (千株)	—	—	5	5	5
C種種類株式 (千株)	—	—	10	10	10
純資産額 (百万円)	22,474	23,899	32,390	39,157	46,236
総資産額 (百万円)	218,389	214,606	200,940	203,043	192,061
1株当たり純資産額 (円)	38.97	41.44	△10.01	1.15	13.42
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種種類株式 (円)	—	—	8,021.90	12,000.00	12,000.00
B種種類株式 (円)	—	—	15,870.00	23,740.00	23,740.00
C種種類株式 (円)	—	—	40,109.60	60,000.00	60,000.00
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△15.27	2.34	△53.05	11.02	11.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	5.83	6.10
自己資本比率 (%)	10.3	11.1	16.1	19.3	24.1
自己資本利益率 (%)	△32.8	5.8	△108.7	20.6	18.4
株価収益率 (倍)	—	24.4	—	4.9	7.8
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	1,250	1,269	1,251	1,120	1,112
(外、平均臨時雇用者数)	(435)	(372)	(332)	(265)	(235)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 第203期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

3. 第204期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4. 第205期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していない。

5. 株価収益率は、当期純損失の年度については記載していない。

6. 当社は、平成26年7月31日に第三者割当増資によりA種種類株式21,740株、B種種類株式5,759株及びC種種類株式10,000株を新規発行している。

2 【沿革】

年月	沿革
明治22年6月19日	尼崎の有志と大阪財界の出資により有限責任尼崎紡績会社を創立（資本金50万円）
明治23年12月	綿糸の製造を開始
明治25年2月	大阪株式取引所に株式上場
明治26年7月	商法施行に伴い尼崎紡績株式会社と改称
明治42年5月	綿布の製造を開始
大正7年6月	摂津紡績株式会社を合併し、大日本紡績株式会社と改称
大正15年3月	日本レイヨン株式会社を設立し、レーヨン糸の製造を開始
昭和8年9月	羊毛紡績を開始
昭和24年5月	証券取引所再開により上場再開
昭和25年10月	ビニロン繊維の製造を開始
昭和30年10月	日本レイヨン株式会社はナイロン繊維の製造を開始
昭和33年12月	日本レイヨン株式会社は成型用ナイロン樹脂の製造を開始
昭和39年2月	日本レイヨン株式会社はポリエステル繊維の製造を開始
昭和39年4月	大日本紡績株式会社はニチボー株式会社と改称
昭和41年2月	日本レイヨン株式会社は日本エステル株式会社を設立し、ポリエステル繊維の製造を移管
昭和43年7月	日本レイヨン株式会社はナイロン2軸延伸フィルムの製造を開始
昭和44年10月	ニチボー株式会社、日本レイヨン株式会社が合併し、ユニチカ株式会社と改称
昭和44年10月	住宅、不動産事業に進出
昭和45年6月	水処理設備、焼却炉など公害防止事業に進出
昭和46年6月	ポリエステル不織布スパンボンドの製造を開始
昭和52年6月	ユニチカ化成株式会社、ユニチカレーヨン株式会社を設立し、ビニロン事業、レーヨン事業を分離
昭和57年9月	抗血栓性カテーテルの製造を開始し、医療品事業に進出
昭和59年4月	ユニチカウール株式会社を設立し、羊毛事業を分離
昭和60年6月	アモルファス金属繊維、活性炭繊維の製造を開始
平成元年10月	ユニチカ化成株式会社、ユニチカレーヨン株式会社、ユニチカウール株式会社の繊維事業3社及びユニチカビルディング株式会社、株式会社ユニチカ京都ファミリーセンター、株式会社ユニチカオークタウン、ユニチカ興発株式会社の不動産賃貸業4社を吸収合併
平成11年3月	ユニチカテキスタイル株式会社を設立し、綿・羊毛事業を分離
平成11年10月	ユニチカファイバー株式会社を設立し、化合繊事業を分離
平成14年5月	日本酢ビ・ポパール株式会社に酢ビ・ポパール事業を分割
平成15年3月	ユニチカロジスティクス株式会社、ユニチカスパンボンドプロダクツ株式会社、ユニチカセントラルサービス株式会社を設立し、物流事業、不織布製造事業、福利厚生・不動産賃貸業務の一部を分離
平成16年9月	ユニチカ宇治プロダクツ株式会社、ユニチカリアルティ株式会社を会社分割により設立し、樹脂及びフィルム製造事業、不動産管理業務の一部を分離
平成17年4月	ユニチカグラスファイバー株式会社、株式会社ユニオンガラス関連事業2社を吸収合併
平成19年10月	ユニチカ宇治プロダクツ株式会社、ユニチカスパンボンドプロダクツ株式会社、株式会社ユニチカプロテック坂越の製造事業3社を吸収合併
平成21年10月	ユニチカファイバー株式会社の産業資材事業を分割により承継 ユニチカファイバー株式会社の衣料販売事業、ユニチカテキスタイル株式会社及びユニチカサイ株式会社の販売事業を分割によりユニチカトレーディング株式会社に承継
平成22年1月	ユニチカビジネスサービス株式会社を吸収合併
平成22年3月	保険事業を譲渡
平成23年4月	水処理設備、焼却炉などを扱う環境プラント事業を譲渡
平成24年5月	寺田紡績株式会社を株式交換により完全子会社化
平成26年10月	ユニチカロジスティクス株式会社を吸収合併
平成27年2月	株式会社ユニチカ京都ファミリーセンターの株式を譲渡

年月	沿革
平成27年3月	メデイカル事業、生活健康事業を譲渡
	ユニチカ赤穂開発株式会社の株式を譲渡
平成27年4月	ユニチカパークシャー株式会社の株式を譲渡
平成27年5月	ダイアボンド工業株式会社の株式を譲渡
平成27年6月	ユニチカ情報システム株式会社の株式を譲渡
	株式会社ユニチカ環境技術センターの株式を譲渡
平成27年9月	金属繊維事業を譲渡
平成28年3月	株式会社ユニチカエステートの株式を譲渡
平成28年4月	ユニモア株式会社を吸収合併
	ユニチカリアルティ株式会社を吸収合併

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社32社及び関連会社2社で構成されている。

当社グループは、主に「高分子事業」、「機能材事業」、「繊維事業」の3分野にわたり事業活動を営んでおり、その主な事業内容と、当グループを構成している主要各社の当該事業に係る位置付けは、概ね次のとおりとなっている。

なお、次の4部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一である。

高分子事業：当社は、フィルム、樹脂、不織布の製造・販売を行っている。

国内では、連結子会社であるテラボウ㈱はプラスチック・化成品の加工・販売を行っている。

また、海外では、連結子会社であるP. T. EMBLEM ASIAはフィルムの製造・販売、THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. は、不織布の製造・販売をそれぞれ行っている。

機能材事業：当社は、ガラス繊維製品、ガラスビーズ、活性炭繊維の製造・販売を行っている。

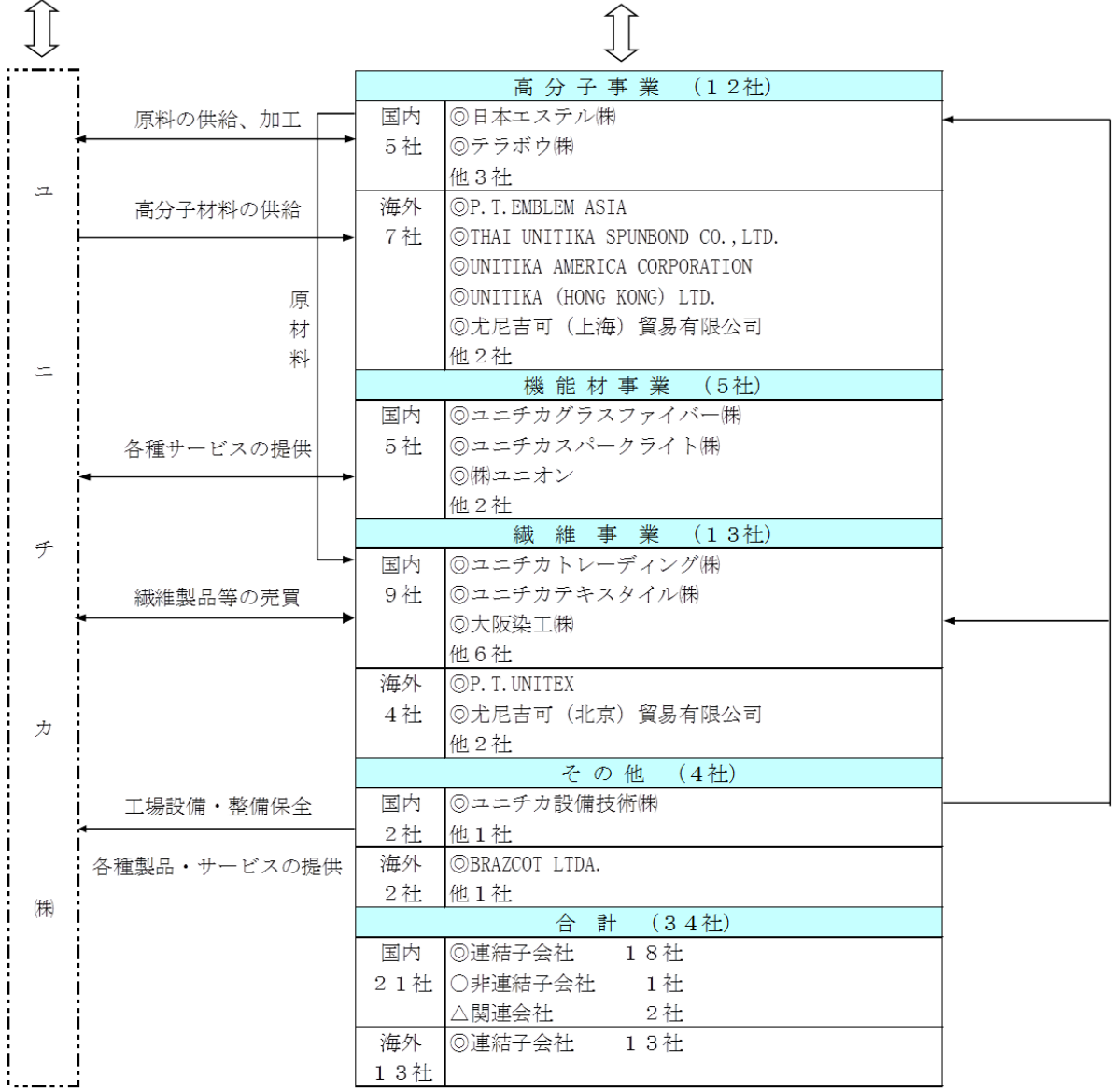
連結子会社であるユニチカグラスファイバー㈱はガラス繊維製品の製造、ユニチカスパークライト㈱は反射材の製造・販売、㈱ユニオンはガラスビーズの製造を行っている。

繊維事業：当社及び連結子会社であるユニチカテキスタイル㈱は各種繊維（糸・綿・織編物等）の製造を行っている。ユニチカトレーディング㈱は、エステル糸・綿の製造を行っている連結子会社である日本エステル㈱及び上記ユニチカテキスタイル㈱から素材の供給を受ける一方、大阪染工㈱に対して織編物の染色・整理加工を委託し、これらの製品の一部を販売している。

その他：連結子会社であるユニチカ設備技術㈱は各種プラントの設計、施工管理及び設備保全を行っている。

以上に述べた事業の概略図は、次のとおりである。

取 引 先



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	資金援助	営業上の取 引	設備の賃貸 借
(連結子会社) 日本エステル㈱ (注) 2	大阪市 中央区	4,000	高分子	60.0	あり	なし	繊維及びチ ップの購入	土地・建物 等の賃貸借
ユニチカトレーディ ング㈱ (注) 2、6	大阪市 中央区	2,500	繊維	100.0	あり	なし	繊維製品等 の売買	土地・建物 等の賃貸
ユニチカ設備技術㈱ (注) 2、5	京都府 宇治市	100	その他	100.0	なし	貸付金	設計, 施工 管理及び設 備保全	土地・建物 の賃貸
ユニチカテキスタイル ㈱ (注) 2、5	岡山県 総社市	50	繊維	100.0	あり	貸付金	特になし	—
大阪染工㈱ (注) 2	大阪府 三島郡	90	繊維	100.0	あり	貸付金	特になし	—
ユニチカスピニング㈱ (注) 2	長崎県 松浦市	420	繊維	100.0	あり	貸付金	特になし	—
ユニチカメイト㈱ (注) 2、3	大阪市 中央区	100	繊維	100.0 (100.0)	なし	貸付金	特になし	—
テラボウ㈱ (注) 2	大阪府 貝塚市	90	高分子	100.0	あり	なし	当社製品の 加工	—
ユニチカグラスファイ バー㈱ (注) 2	京都府 宇治市	90	機能材	100.0	あり	貸付金 債務保証	同社製品の 購入	土地・建物 等の賃貸
㈱ユニオン (注) 2	大阪府 枚方市	90	機能材	100.0	あり	なし	同社製品の 購入	—
㈱ユニチカテクノス (注) 2	京都府 宇治市	80	その他	100.0	なし	なし	当社製品の 販売	土地・建物 の賃貸
ユーシーエス㈱ (注) 2	京都府 久世郡	50	高分子	60.0	なし	なし	当社製品の 加工	—
ユニチカスパークライ ト㈱ (注) 2	京都府 南丹市	40	機能材	100.0	なし	貸付金 債務保証	製品の売買	—
㈱上條精機 (注) 2	京都府 宇治市	30	繊維	100.0	なし	なし	同社製品の 購入	—
ユニチカ成羽㈱ (注) 2	岡山県 高梁市	30	繊維	66.7	なし	貸付金	当社製品の 加工	—
㈱コソフ (注) 2	京都府 久世郡	11	高分子	100.0	あり	なし	当社製品の 販売	—
UNITIKA AMERICA CORPORATION (注) 2	アメリカ	181 (648千ド ル)	高分子	100.0	あり	貸付金	高分子製品 等の販売	—
UNITIKA (HONG KONG) LTD. (注) 2	中国	603 (18.8百万 香港ドル)	高分子	100.0	あり	なし	高分子製品 の販売	—
尤尼吉可(上海)貿易 有限公司 (注) 2	中国	133 (9.4百万 元)	高分子	100.0	あり	貸付金 債務保証	高分子製品 等の売買	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸 借
P. T. EMBLEM ASIA (注) 2	インドネ シア	3,212 (32,400千 ドル)	高分子	82.8	なし	貸付金	原料の販売	—
尤尼吉可高分子科技 (中国) 有限公司 (注) 2	中国	2,045 (153.1百万 元)	高分子	70.0	あり	なし	製品の売買	—
UNITIKA DO BRASIL INDUSTRIA TEXTIL LTDA. (注) 2	ブラジル	219 (1,500千レ アル)	その他	100.0	なし	貸付金	特になし	—
BRAZCOT LTDA. (注) 2	ブラジル	65 (100千レ アル)	その他	100.0	なし	なし	特になし	—
尤尼吉可(北京)貿易 有限公司 (注) 2、3	中国	40 (2.8百万 元)	繊維	100.0 (100.0)	なし	なし	製品等の売 買	—
P. T. UNITEX (注) 2、5	インドネ シア	782 (8,821千ド ル)	繊維	81.4	あり	貸付金	特になし	—
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (注) 2、3	タイ	2,254 (631百万バ ーツ)	高分子	94.6 (5.9)	なし	貸付金 債務保証	同社製品の 購入・原料 の販売	—
UNITIKA TRADING VIETNAM CO., LTD. (注) 2、3	ベトナム	35 (7,573百万 ドン)	繊維	100.0 (100.0)	なし	なし	特になし	—
PT. UNITIKA TRADING INDONESIA (注) 2、3	インドネ シア	77 (750千ド ル)	繊維	100.0 (99.6)	なし	なし	特になし	—
UNITIKA ADVANCE (THAILAND) CO., LTD. (注) 2、3	タイ	149 (45百万バ ーツ)	高分子	90.0 (30.0)	なし	なし	特になし	—
その他2社								
(持分法適用関連会 社) 2社								

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載している。
2. 特定子会社に該当する。
3. 議決権の所有割合の()は、間接所有割合で内数である。
4. 上記各社は、有価証券届出書または有価証券報告書を提出していない。
5. 上記のうち、重要な債務超過会社はユニチカ設備技術㈱、ユニチカテキスタイル㈱、P. T. UNITEXである。
債務超過額はユニチカ設備技術㈱5,185百万円、ユニチカテキスタイル㈱4,199百万円、P. T. UNITEX2,851百万円である。
6. 上記のうち、ユニチカトレーディング㈱は連結売上高に占める売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の割合が10%を超えている。主要な損益情報等は以下のとおりである。

ユニチカトレーディング㈱

売上高	40,698百万円	経常利益	1,206百万円	当期純利益	768百万円
純資産額	8,334百万円	総資産額	16,575百万円		

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高分子事業	1,226 (225)
機能材事業	341 (82)
繊維事業	1,330 (259)
報告セグメント計	2,897 (566)
その他	509 (152)
全社（共通）	265 (72)
合計	3,671 (790)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載している。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員（176人）を除いている。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものである。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,112 (235)	40.0	18.0	5,364,471

セグメントの名称	従業員数（人）
高分子事業	618 (118)
機能材事業	76 (9)
繊維事業	153 (36)
報告セグメント計	847 (163)
その他	— (—)
全社（共通）	265 (72)
合計	1,112 (235)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載している。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員（52人）を除いている。
3. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでいる。
4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものである。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、ユニチカ労働組合と称し、UAゼンセンに加盟している。
労働組合と会社との関係は円満であり、特記すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の回復への動きは緩慢であったものの、企業収益及び雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られた。しかしながら、海外では、中国や新興国経済の成長鈍化に加え、英国のEU離脱問題及び米国新政権の政策方針による影響が懸念されるなど、世界経済の不確実性が増大しており、先行き不透明な状況で推移した。

このような状況の下、当社グループは、平成26年度からスタートした中期経営計画に掲げる成長戦略の早期実現に向け、高分子事業を中心とする機能素材メーカーとしての基盤強化や収益改善のための各施策の実行に努めてきた。

また、金融機関からの借入金については、平成29年9月末日までの残高維持を申し入れていたが、一部の弁済及びシンジケートローンの実行により、予定より前倒しで平成29年3月末日をもって残高維持を解消した。

C種種類株式の全株式（発行総額100億円）については、定款及び会社法の規定に基づき、平成29年6月30日に取得、消却を行うことを決定するなど、財務体質の健全化に向けた施策を実施した。

当連結会計年度の売上高は126,219百万円（前期比13.8%減）、営業利益は12,538百万円（同20.0%増）、経常利益は10,483百万円（同53.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,389百万円（同6.6%増）となった。

セグメント別の状況は次のとおりである。

[高分子事業]

フィルム事業では、包装分野は、季節商品が好調であったことに加え、新バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」など、高付加価値品の販売が拡大したこともあり、好調に推移した。また、海外もアジア市況の復調とインドネシア子会社のP. T. EMBLEM ASIA（エンブレムアジア）の生産能力増強により、売上、収益ともに増加した。工業分野は、情報端末機器用途など電気・電子機器分野で販売数量は若干減少したが、シリコーンフリー離型PETフィルム「ユニピール」、耐熱ポリアミドフィルム「ユニアミド」などの高付加価値品の販売が拡大したことにより、収益は増加した。この結果、事業全体で増収増益となった。

樹脂事業では、熱可塑性飽和共重合ポリエステル樹脂「エリーテル」は、海外向け太陽電池用途などで好調に推移し、当社独自のポリアリレート樹脂「Uポリマー」も、情報端末機器用途で好調であったが、汎用のエステル樹脂は低調に推移した。当社独自処方の高輝度メタリックナノコンボジットナイロン樹脂等の高付加価値品は、自動車用途等で採用が拡大した。この結果、事業全体で減収増益となった。

不織布事業では、ポリエステルスパンボンドは、インテリア、建築材料などの産業資材用途等で販売数量を伸ばしたが、それ以外の用途では低調に推移した。タイ子会社のTHAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.（タスコ）は、カーペットなど産業資材用途での海外展開が堅調に推移した。コットンスパンレースは、スキンケア用品などの生活資材用途が好調に推移し、輸出数量も増加した。この結果、事業全体で減収増益となった。

以上の結果、高分子事業の売上高は55,057百万円（前期比2.2%減）、営業利益は10,035百万円（同25.4%増）となった。

[機能材事業]

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、土木用途での販売が低調に推移したが、建築用途や環境用途などは堅調に推移した。電子材料分野のICクロスは、情報端末機器用途での需要回復が遅れ、低調に推移した。

ガラスビーズ事業では、反射材用途は一部ユーザーからの受注が減少したが、自動車部品などの工業用途や国内のロードマーキング用途は堅調に推移し、商品構成の改善等の効果もあって、事業全体として収益は増加した。

活性炭繊維事業では、主力の浄水器用途は水栓一体型が好調であったものの、全体的には需要がやや伸び悩んだ。一方、自動車用VOC除去フィルターや工業用フィルター用途などは好調に推移した。

以上の結果、機能材事業の売上高は12,089百万円（同1.5%増）、営業利益は1,130百万円（同21.9%減）となった。

[繊維事業]

産業繊維事業では、ポリエステル高強力糸は、複合繊維など高付加価値品への商品構成シフトが進み、期後半からの土木・建築用途の需要回復もあり、収益は増加した。ポリエステル短繊維は、前期までに実施した構造改革による事業縮小に伴い、売上は減少したが、高付加価値品の拡販を進め、計画どおりの収益を確保した。

衣料繊維事業では、ユニフォーム分野は、ワーキング用途で堅調に推移したことに加え、調達コストの低減もあり収益が改善した。レディース分野では、高発色性高反撥ポリエステル素材「ゼログ」が婦人服市場でヒット商品となった一方で、スポーツや寝装、インナー用途での素材販売及びデニム輸出は振るわず、事業全体の売上は減少した。

以上の結果、繊維事業の売上高は55,535百万円（同15.1%減）、営業利益は1,932百万円（同21.8%増）となった。

[その他]

その他の事業については、前期に実施した事業ポートフォリオ改革に伴う子会社の株式譲渡・清算、事業譲渡の影響などにより、売上高は3,536百万円（同72.4%減）、営業損失は578百万円（前期は630百万円の損失）となった。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ5,133百万円減少し、36,890百万円となった。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益に減価償却費などを加えたキャッシュ・イン・フローなどにより、18,111百万円の資金の増加（前期比55.3%増）となった。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資に伴う支出などにより、4,158百万円の資金の減少（前期は4,124百万円の資金の増加）となった。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済などにより、19,089百万円の資金の減少（前期は5,010百万円の資金の減少）となった。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産活動の大半は、当社、日本エステル㈱、ユニチカテキスタイル㈱、ユニチカグラスファイバー㈱、㈱ユニオン、P.T. EMBLEM ASIA及びTHAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.で行われているため、これらの会社の実績により記載している。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（%）
高分子事業	54,092	△8.9
機能材事業	8,683	0.6
繊維事業	6,276	△28.1
報告セグメント計	69,053	△10.0
その他	—	—
合計	69,053	△10.0

- (注) 1. 生産高を明確に表示するため、外注生産高を含む総生産高で記載している。
2. 上記の金額には消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当社グループは主として見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（%）
高分子事業	55,057	△2.2
機能材事業	12,089	1.5
繊維事業	55,535	△15.1
報告セグメント計	122,682	△8.2
その他	3,536	△72.4
合計	126,219	△13.8

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれていない。
2. 販売実績が総販売実績の10%以上の相手先はない。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」ことを経営理念とし、「人々の生活と環境に貢献し、社会的存在感のある企業」を目指している。当社グループは、経営の基本方針である「機能素材メーカーとしての基盤強化」、「企業体質・株主資本の強化」を推進する中で、社会に貢献することこそ、当社グループの企業価値を高め、ひいては株主に貢献できるものと確信している。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業活動の成果を示す売上高、営業利益、経常利益を重視している。また、財務体質強化の観点からは、自己資本比率の向上、有利子負債の削減を念頭に置くとともに、キャッシュ・フローについても重要視し、重点管理している。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と会社の対処すべき課題

当社グループは、平成26年度からスタートした中期経営計画の下、事業を推進してきた。その結果、計画に掲げた構造改革を概ね完了させ、財務体質についても前倒しで健全化を図ることができたため、更なる飛躍に向け成長への基盤固めを行うべく、平成29年度を初年度とし、Growth、Global、Governanceの3つの“G”を柱とする新中期経営計画「“G”round 20～to The Next Stage（ジールウンド・トゥエンティ～トゥザネクストステージ）」を策定した。

個々の事業戦略及び課題については次のとおりである。

高分子事業では、フィルム事業は、包装分野において、国内外ともに「エンブレムHG」などバリアフィルムの拡販に注力し、工業分野は、「ユニアミド」や「ユニピール」などの高機能フィルムの採用拡大を進める。さらに、ナイロンフィルムについては、海外生産体制の強化に向けた投資の検討を進める。樹脂事業では、ナイロン樹脂は、ナノコンメタリックなど特殊コンパウンドグレードの海外拡販を強化し、「Uポリマー」や「アローベース」など当社の独自素材では、既存顧客の深耕等による拡販を進める。不織布事業のポリエステルспанボンドでは、THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.（タスコ）での生産設備増強をてこに、カーペット用途や自動車部品用途での拡販に努める。コットンспанレースは、生活資材用途の拡販を継続するとともに、衛材用途での海外展開を進める。

機能材事業では、ガラス繊維事業の産業資材分野は、引き続き建築用途での拡販を強化するとともに、各分野のトップ企業との協業による商品開発を進める。電子材料分野のICクロスは、超薄物タイプなどの高付加価値品の商品構成を高めることにより収益の拡大に努める。ガラスビーズ事業では、高付加価値品の拡販の継続、生産工程改善による品質向上とコストダウンに努める。活性炭繊維事業では、浄水器用途で堅調な需要が見込まれる水栓一体型を中心に、引き続き拡販を進め、海外ではこれまでの中国主体から欧米に軸足を移し、新規顧客獲得を目指す。

繊維事業では、産業繊維事業のポリエステル短繊維は、ポリエステル共重合技術などを活かした高付加価値品の開発・拡販を加速する。ポリエステル高強力糸は、土木・建築分野の拡販を更に強化する。衣料繊維事業は、今後も原繊開発に注力するとともに、ベトナム、インドネシア等の海外現地法人の活用などによりグローバル商流の構築を目指す。

なお、当社は平成29年3月10日に、防衛装備庁が発注する難燃ビニロン又はビニロンを材料として使用する繊維製品の入札に関して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。当社はコンプライアンスの徹底に努めてきたが、この度の命令を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止め、改めてガバナンスの強化と更なるコンプライアンスの徹底により再発防止に努める。

新中期経営計画の最終年度である平成31年度は、当社にとって創立130周年、かつ、ユニチカ発足50周年の節目となる。当社を支えてくださる皆様のご期待に応えられるよう、更に努力する所存である。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のようなものがある。なお、当社グループは、これらのリスクが発生する可能性を認識した上で、発生回避やその影響を最小限に止めるなどの事前対応、または発生した場合の事後対応に努めるものとしている。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 原燃料価格の変動にかかるもの

当社グループにおいて、高分子事業及び合成繊維事業にて取り扱う製品は、主としてナフサなどから精製される化学原料を加工したものである。また事業所などで使用される重油、天然ガスなどの燃料も含めて、石化原料の購入価格の変動をタイムリーに製品価格への転嫁や生産性向上などの内部努力により吸収することができず、十分なスプレッドを確保できなかった場合は、各原燃料価格の変動が当社グループの業績及び財務状況等に影響を与える可能性がある。

(2) 為替・金利レートの変動にかかるもの

当社グループの海外事業については、円建ての取引を基本としているが、現地通貨建てにて取引を行う項目に関しては、換算時の為替レートにより円換算後の価値に影響を受ける場合がある。これら為替レートの変動が生じた場合、円換算後の売上高やコストへの影響が生じ、当社グループの業績及び財務状況等に悪影響を及ぼす可能性がある。

また金利変動によるリスクについては、為替変動と同様に当社グループの業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 製品の欠陥にかかるもの

当社グループは製品の品質管理に万全を期し、製品の欠陥等の発生を未然に防止している。また、万が一の製品事故に備えた損害保険に加入している。しかしながら、予測できない原因により製品に重大な欠陥が発生した場合、回収費用、社会的信用の毀損、多大な補償・訴訟費用、賠償費用の負担などにより、当社グループの業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある。

(4) 海外事業にかかるもの

当社グループは中国、香港、インドネシア、タイなどの東アジア、欧米並びに南米などの地域において事業展開を図っているが、特に中国、東南アジアを中心として、次のようなリスクがある。これらの事象が発生した場合は、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 予期し得ない法律や規制、税制等の変更
- ・ 不利な政治的要因の発生
- ・ テロ、戦争などによる政治的、社会的混乱
- ・ 疫病などの流行

(5) 産業事故災害にかかるもの

当社グループにおいて、合繊原料など化学物質を取り扱う工場を中心として、万一、甚大な事故災害が発生した場合は、それに伴って生じる社会的信用の低下、補償などの対策費用、生産活動の停止による機会損失などによって、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある。

(6) 貸し倒れにかかるもの

当社グループの取引先の信用不安によって予期せぬ貸し倒れが顕在化し、それに伴う追加の損失や引当の計上が必要となる場合は、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある。

(7) その他の主な変動要因にかかるもの

上記の他、事故、地震・台風・竜巻などの自然災害、新型インフルエンザなどの感染症の流行などが、当社グループの業績及び財務状況等に影響を与える可能性がある。

5 【経営上の重要な契約等】

1. 合併関係

契約会社	相手先	対象国	契約内容	契約締結年月日 (有効期間)
当社	PT. GRAHA UPAYA MANDIRI 丸紅株式会社	インドネシア	左記2社との共同出資によるナイロン6同時二軸延伸フィルム製造販売会社設立 資本金US\$1,000万 当社出資比率60.00% (提出日現在：資本金US\$3,240万 当社出資比率82.79%) (平成7年11月15日P. T. EMBLEM ASIA設立)	平成7年5月29日 (契約発効後、合併会社の存続する期間)
当社	三井物産株式会社 三井物産(中国)有限公司	中国	左記2社との共同出資によるナイロン6同時二軸延伸フィルム製造販売会社設立 資本金US\$1,850万 当社出資比率70% (平成16年1月7日尤尼吉可高分子科技(中国)有限公司設立)	平成15年12月1日 (契約発効後、合併会社の存続する期間)

2. 金融支援の要請

当社及び当社グループは、中期経営計画に基づく財務体質の健全化策の一環として、借入先金融機関に対して債務残高の維持を目的とした債務返済条件の変更等（以下「本件条件変更等」という。）を要請し、平成26年7月17日に対象金融機関全社より本件条件変更等に関する同意書を取得した。

なお、金融機関からの借入金については、平成29年9月末日までの残高維持を申し入れていたが、一部の弁済及びシンジケートローンの実行により、予定より前倒しで平成29年3月末日をもって残高維持を解消した。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、長年にわたり蓄積してきた技術力を基盤とし、新技術の開発、応用を進めて、多様化する社会のニーズに応える商品開発を図り、もって事業基盤の強化と新規事業の拡大を行うことを目標としている。

当連結会計年度の研究開発費は、3,142百万円であり、この中には中央研究所で行っている全社共通テーマの各事業部門に配賦できない費用735百万円が含まれている。

(1) 高分子事業

フィルム事業は、高付加価値品の展開および拡大を推進している。高耐熱性ポリアミドフィルムは、製品ブランドを「ユニアミド」と決定し、平成28年1月に当社宇治事業所(京都府宇治市)の既存設備を改造し、量産体制を整えた。すでに、耐熱性と溶融加工性が評価されポリアミドフィルムの代替としてモバイル機器向けに採用されており、販売量は着実に増加している。今後はFPC(フレキシブルプリント基板)および関連基材や、PEEK(ポリエーテルエーテルケトン)が使用されている振動板、耐熱性と無色透明性の特長を活かした各種工程フィルムなどへの展開を検討している。柔軟性のある有機系バリア層をナイロンフィルムに積層した新規バリアナイロンフィルム「エンブレムHG」も平成27年10月に既存設備を改造し、量産化技術を確認した。ボイル・レトルト用途に対する高いガスバリア性能と食品の色目保持効果が格段に高いことから、漬物、惣菜、農産加工品を中心に採用が拡大している。シリコンフリー離型PETフィルム「ユニピール」は、さらなる高品位用途へ対応できるように生産設備を改造し、量産化技術を確認した。これにより、表面の凹凸がほとんどない超平滑ユニピールを上市することができた。その他新規商品として、表面粗度がサンドマットと同等レベルで、フィルムを加熱してもオリゴマーによる汚染が極端に少ない高粗度PETフィルムを開発し、市場評価を進めている。

樹脂関連では、自動車などの軽量化に有効なナイロン系射出発泡用樹脂「フォーミロン」を平成28年3月にプレスリリースし、商品展開に注力している。当社固有のエンジニアリングプラスチックであるポリアリレート樹脂「Uポリマー」については、その広い温度域における性能、寸法の安定性から、スマートフォン、タブレット用途で引き続き好調に販売を伸ばしているほか、新たに溶剤可溶タイプのポリアリレート樹脂「ユニファイナー」Vシリーズ、高耐熱成形用途Tシリーズについてもプレスリリースを平成28年3月に行った。優れた耐熱性と電気特性から、多用途で評価が進められており、早期実績化を目指している。高耐熱性ポリアミド樹脂である「ゼコット」は電気・電子用途で採用が進み、宇治事業所内の中量産プラントの稼働率が向上しつつある。オレフィン系エマルジョンである「アローベース」はエネルギー関連用途、食品用途などでの接着層、コーティング層として順調に拡大している。ポリエステル樹脂としては、ダイレクトブロー用に開発した共重合品のラインナップに耐衝撃グレードを加え、採用が拡大している。接着剤・コート剤用共重合ポリエステルである「エリテル」は電気・電子用途の海外需要の増加に伴い、引き続き海外での用途展開が堅調である。また、ナノ多孔膜を形成することができるポリアミドワニスについて平成27年11月にプレスリリースを行い、リチウムイオン電池の熱暴走を防ぐ新たな技術として高い関心が寄せられている。ナノコンについては、メタリック着色、ピアノブラック着色等の高外観グレードで、家電関係や自動車関係に採用が増えており、特に欧州での自動車業界から注目を浴びている。中央研究所発の技術として「セルロースナノファイバー配合ナイロン6」を平成28年4月にプレスリリースした。重合工程でセルロースナノファイバーを樹脂中に均一に分散させる独自の製造方法により得られるこの樹脂は、発泡成形すると気泡の大きさが均一になる特色があり、すでに複数のユーザーで評価が進んでいる。「樹脂化」、「軽量化」のキーワードで注目を浴びている。

不織布関連においてспанボンドでは、極太の異形断面糸である「ディラ」は、類をみない繊維構造で硬さと高通気性からフィルター材、ワイパー材他、多様な用途への展開を図り、採用実績に繋がっている。また、「ディラ」の特長を活かして、他不織布、他素材との複合品の開発も行っており、さらなる拡販を行う。農業分野へは多様なニーズに応えるべく開発を進めている。従来からのべたがけシートは透光・保温を兼ね備え、耐久性アップを目指した開発を進め完成した。今年度から本格販売を行う。また、透明性を高めた高透光性シートや遮熱材と複合した遮熱性シートなど新たな用途への開発を進めている。土木分野では複合繊維エルベスを使用したガス透過性防水シートは、その性能の優位性から東北地方の除染廃棄物仮置き場に採用され、本年も引き続き順調に推移した。また、メガソーラー向けの雑草抑制の防草シートなどの開発を行い、販売中である。タイ国における新機台の増設により、今までと違った材料を提供することが可能となり、新規用途を含めた開発を進めている。спанレースではコットンの素材の持つ優位性から国内外の衛材用途を中心に積極的な開発を推し進めている。撥水や抗菌等の機能性付与や他シートとの複合、柄付け等の意匠性の開発により採用実績に繋がっている。今後ともお客様のご要望に応える製品をタイムリーに提供できるよう開発を進めていく。

バイオマスプラスチック関連では、バイオマスプラスチックの普及に向けた研究開発を引き続き進めている。前述した「ゼコット」は、スーパーエンジニアリングプラスチックでありながらバイオマスを原料とした樹脂であり、ポリ乳酸を用いた環境素材「テラマック」とともに、ユニチカの高い環境意識を象徴した製品としての役割も期待されている。用途開発においては、それぞれの特性をユーザーのニーズと一致させることに注力しており、「ゼコット」の電気、自動車用途への適用に加えて、「テラマック」の包装フィルム用マスターバッチや、後述の3Dプリンター用フィラメントなど、その成果を示す例が出てきている。このほかにも新規バイオマスプラスチックの開発に関して、

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託事業である「木質バイオマスからの各種化学原料の一貫製造プロセスの開発」プロジェクトに平成25年度から参加し、次世代のバイオマスプラスチックの開発を行っている。

当事業に係る研究開発費は1,864百万円である。

(2) 機能材事業

ガラス繊維関連では、産業資材用途で顧客ニーズに応えたガラスクロス及びそれら処理加工品の製品開発を進め、ユーザーから好評価を得ている。また、電子材料用途では、超薄クロスの生産技術革新に取り組むとともに、高性能な新規ICクロスも開発中である。

活性炭繊維関連では、液相分野においては、浄水器用及び工業フィルター用の高性能化とコストダウンにより国内外での競争力の強化を図っている。また、気相分野においては、自動車用に加え、空気清浄機やマスクなど、空気脱臭用の高性能化とコストダウンにより海外展開を進めていく。

業界で初めて製品化したナイロン6樹脂製の中空糸膜フィルターは、これまでの平膜タイプの同樹脂製フィルターに比べて高流量で長寿命であり、有機溶剤系での使用にも耐えられることから、半導体や化学分野で使用される薬物に含まれる不純物の除去などの用途で採用が続いている。さらに、高性能・高機能なフィルターを実現させるため、研究開発を加速化している。

当事業に係る研究開発費は356百万円である。

(3) 繊維事業

繊維事業においては、多様化するライフスタイルに対応した衣料用途共通素材として高度な防透性を有するポリエステル素材「クールアート20」を開発。独自のノズル、ポリマー、紡糸・延伸技術により、3層構造からなる特殊な断面形状を有し、これまでにない防透性とUVカット性、軽量性を兼ね備えた新素材であり、スポーツ、レディス、インナー、ユニフォーム等の各分野に対し提案、高い評価を得ているとともに、レディス用途で採用が決定している。

スポーツ用素材として当社独自の特殊加工技術により生地表面に凹凸構造を形成し、長時間の降雨に優れた水滴転がり性を発揮する「タクティーム」シリーズを拡充した。レギュラータイプに加え、高密度タイプ、空タイプのほか、ナイロンタイプも開発し、様々なスポーツ・アウトドアアパレルから高い評価を得ている。

レディス用素材としては、鞆部が繊維表面にマイクロレーターを発現させた高発色ポリエステル、芯部が高収縮ポリエステルから構成される芯鞆複合糸で、高発色性、ストレッチ性、ハリ・コシ感等を兼備した「ゼログ」が好調に推移している。平成28年度の販売は前年比3倍の10,000反に達する見込みである。この高い評価から平成28年度の繊維研合織賞「グランプリ」を受賞した。

ユニフォーム素材としては、高ストレッチ素材「フリーアクションZ」を開発。ユニフォームアパレルへの採用に向けて営業活動を開始した。また、ISO規格による高視認性基準をクリアした「プロテクサHV」は道路工事などの安全作業服として各ユニフォームアパレルからの引き合いも継続している。

生活資材用素材としては、ポリ乳酸繊維「テラマック」100%のボディタオル素材を開発し、昨秋より店頭にて販売している。また、融着性ポリエステル繊維「メルセット」を使用したかつら用ベースネットを開発し、大手かつらメーカーに採用された。

産業繊維事業では、ポリ乳酸成形技術による光沢や透明性、そしてモノフィラメント製造技術による真円性、耐屈曲性や配向（結晶）性を有し、クリアで易取扱い性（耐折れ性）に優れた「Material Extrusion方式（熱で融解した造形材料を少しずつ積み重ねていく方式）」に使用される3Dプリンター用フィラメントは生産技術を確立した着色グレードも品揃えに加え、販路が拡大した。またこの製品は、繊維紡糸技術の応用としても高く評価され、平成27年度の繊維研合織賞エコロジー部門を受賞し、さらに平成28年11月には日本バイオマス推進協議会より「第6回バイオマス製品普及推進功績賞」を受賞した。

当事業に係る研究開発費は180百万円である。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末に比べ8,084百万円減少し、211,872百万円となった。これは、主として現金及び預金、たな卸資産が減少したことによる。負債は、前連結会計年度末に比べ15,412百万円減少し、166,608百万円となった。これは、主として仕入債務が増加したものの、有利子負債が減少したことによる。純資産は、前連結会計年度末に比べ7,327百万円増加し、45,264百万円となった。これは、主として親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことによる。

(2) 経営成績の分析

①売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ20,255百万円（13.8%）減収の126,219百万円となった。減収の主要因は、構造改革に伴う繊維事業の事業縮小並びに事業ポートフォリオ改革に伴う事業譲渡・子会社の株式譲渡などが影響し、全体の売上が減少したためである。

②営業利益

当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ2,088百万円（20.0%）増益の12,538百万円となった。高分子事業における成長戦略の進展や原燃料価格のプラス影響などにより、全体として増益となった。セグメント別では、高分子事業の増益が大きく、繊維事業でも構造改革の進展により増益となった。

③営業外損益と経常利益

当連結会計年度の営業外損益については、営業外収益は、23百万円（2.5%）増加の966百万円となり、営業外費用は、前連結会計年度に計上した為替差損の影響や有利子負債の減少に伴う支払利息の減少などにより1,550百万円（33.9%）減少の3,021百万円となった。これらの要因と、営業利益段階での増益により、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ3,662百万円（53.7%）増益の10,483百万円となった。

④特別損益

当連結会計年度の特別損益については、特別利益は、固定資産売却益など事業ポートフォリオ改革に伴う特別利益が減少し、前連結会計年度に比べ898百万円（47.1%）減少の1,009百万円となった。一方、特別損失は、独占禁止法関連損失などを計上したが、前連結会計年度に計上した関係会社株式売却損の減少などにより、前連結会計年度に比べ513百万円（13.0%）減少の3,440百万円となった。

⑤親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益については、法人税、住民税及び事業税、並びに法人税等調整額は前連結会計年度に比べマイナス要因となったが、経常利益段階での増益が大きく影響したため、前連結会計年度に比べ455百万円（6.6%）増加の7,389百万円となった。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ5,133百万円減少し、36,890百万円となった。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益に減価償却費などを加えたキャッシュ・イン・フローなどにより、18,111百万円の資金の増加（前期比55.3%増）となった。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資に伴う支出などにより、4,158百万円の資金の減少（前期は4,124百万円の資金の増加）となった。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済などにより、19,089百万円の資金の減少（前期は5,010百万円の資金の減少）となった。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、「グループ企業価値の拡大」に重点を置いており、当連結会計年度は高分子事業を中心に全体で4,825百万円の設備投資を実施した。

高分子事業では、ナイロンフィルム、不織布の生産設備の増強を中心に3,532百万円の設備投資を実施した。

機能材事業では、ガラス繊維、ガラスクロス等の生産設備の維持更新工事を中心に328百万円の設備投資を実施した。

繊維事業では、短繊維・長繊維の生産設備の維持更新工事を中心に259百万円の設備投資を実施した。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積千㎡)	リース資 産	合計	
宇治事業所 (京都府宇治市)	高分子事業 他	フィルム・樹 脂の製造設備 他	3,763	6,653	298	27,167 (252)	3	37,886	558
岡崎事業所 (愛知県岡崎市)	高分子事業 他	不織布の生産 設備他	1,441	2,532	100	8,777 (109)	3	12,855	140
垂井事業所 (岐阜県不破郡垂 井町)	高分子事業 他	不織布の生産 設備他	595	453	6	2,690 (83)	—	3,745	31
坂越事業所 (兵庫県赤穂市)	繊維事業	ビニロン繊維 の生産設備等	0	0	0	1,161 (224)	0	1,161	33

(注) 1. 上記以外に本社建物等を賃借しており、年間賃借料は298百万円である。

2. 宇治事業所の設備の一部は、ユニチカ設備技術(株)等の関係会社に賃貸している。従業員数は、提出会社及び連結子会社を含めた就業人員を記載している。

(2) 国内子会社

平成29年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積千㎡)	リース資 産	合計	
日本エス テル(株)	岡崎工場 (愛知県 岡崎市)	高分子 事業	ポリエステル 繊維・樹脂の 生産設備	1,921	2,026	133	3,431 (121)	—	7,511	222
ユニチカ テキスタ イル(株)	常盤工場 (岡山県 総社市)	繊維 事業	綿紡績・綿布 用機械装置等	164	118	3	42 (64)	—	328	51
ユニチカ グラスフ ァイバー (株)	垂井工場 (岐阜県 不破郡垂 井町)	機能材 事業	ガラスクロス の生産設備	263	431	30	245 (40)	—	971	113
ユニチカ グラスフ ァイバー (株)	京都工場 (京都府 宇治市)	機能材 事業	ガラス繊維の 生産設備	182	2,037	13	279 (6)	—	2,513	75
(株)ユニ オン	本社工場 (大阪府 枚方市)	機能材 事業	ガラスビーズ の生産設備	198	160	12	749 (6)	—	1,121	51

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積千㎡)	リース資 産	合計	
P. T. EMBLEM ASIA	インドネ シア	高分子 事業	ナイロンフィ ルムの生産設 備	407	5,076	6	171 (24)	—	5,662	201
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD	タイ	高分子 事業	ポリエステル スパンボンド 不織布の生産 設備	504	187	6	235 (22)	—	934	78

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において、実施中または計画している重要な設備の新設、改修等の状況は次のとおりである。

会社名 事業所名	所在地	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万パ ーツ)	既支払額 (百万パ ーツ)		着手	完了	
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.	タイ	高分子事業	ポリエステルス パンボンド不織 布の生産設備	1,148	832	当社からの 投融資資金 及び増資資 金	平成27年 3月	平成29年 5月	6,000トン /年

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれていない。

2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,786,000,000
A種種類株式	21,740
B種種類株式	5,759
C種種類株式	10,000
D種種類株式	3,100
計	1,786,000,000

- (注) 1. 平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されたため、平成29年10月1日をもって、発行可能株式総数が178,600,000株となる。
2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数の合計は1,786,040,599株となるが、当社定款に定める発行可能株式総数は1,786,000,000株を記載している。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されていない。
3. 平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会において、定款の一部変更に係る議案が承認可決され、発行済のC種種類株式につき、平成29年6月30日付で取得及び消却することに伴い、C種種類株式及びD種種類株式に関する規定が削除され、発行可能種類株式総数は1,786,027,499株（普通株式1,786,000,000株、A種種類株式21,740株、B種種類株式5,759株）となる。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成29年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成29年6月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	577,523,433	577,523,433	東京証券取引所 市場第一部	(注) 1 単元株式数 1,000株
A種種類株式 （当該種類株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等である。）	21,740	21,740	非上場	(注) 3、4、 5 単元株式数 1株
B種種類株式 （当該種類株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等である。）	5,759	5,759	非上場	(注) 3、4、 6 単元株式数 1株
C種種類株式 （当該種類株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等である。）	10,000	10,000	非上場	(注) 2、3、 4、7、8 単元株式数 1株
計	577,560,932	577,560,932	—	—

(注) 1. 平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会において、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する定款変更を行う旨承認可決された。

(注) 2. C種種類株式については、平成29年6月30日に取得、消却する予定である。

(注) 3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

(A種種類株式)

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する。

(2) 取得価額の修正基準及び修正頻度

当初取得価額は、平成32年7月31日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額の下限は35円とする。

取得価額は、平成33年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額に修正され、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額の下限は当初取得価額の50%に相当する金額又は35円のうちいずれか高い方の金額とする。

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

(ア) 取得価額の下限

35円

(イ) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

621,142,857株（累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とする。）

(4) 当社の決定によるA種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、払込期日以降いつでも、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものは除く。）が存しない場合に限り、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

(B種種類株式)

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する。

(2) 取得価額の修正基準及び修正頻度

当初取得価額は、平成30年7月31日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値に相当する額とする。但し、当初取得価額の下限は35円とする。

取得価額は、平成31年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値に相当する額に修正され、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額の下限は当初取得価額（但し、平成32年8月1日以降については、平成32年7月31日における取得価額）の50%に相当する金額又は35円のうちいずれか高い方の金額とする。

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

(ア) 取得価額の下限

35円

(イ) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

164,542,857株（累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とする。）

(4) 当社の決定によるB種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、払込期日以降いつでも、C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものを除く。）が存しない場合に限り、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる旨の取得条項が付されている。

(C種種類株式)

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する。

(2) 取得価額の修正基準及び修正頻度

当初取得価額は、56.9円とする。

取得価額は、平成27年3月15日及びそれ以降の6か月毎の応当日において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値の92%に相当する額に修正され、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額の下限は35.0円とし、上限は78.8円とする。

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

(ア) 取得価額の下限

35.0円

(イ) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

285,714,285株（累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とする。）

(4) 当社の決定によるC種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、平成27年8月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、C種種類株式の全部（但し、C種種類株主が、金銭対価償還日の到来に先立ち、（注）7の5.に定めるD種種類株式等対価取得請求に係るD種種類株式等対価取得請求事前通知を行った場合には、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を除く。）を取得することができる旨の取得条項が付されている。

上記各種種類株式の（1）乃至（4）の詳細は、A種種類株式については下記（注）5の4.乃至6.、B種種類株式については下記（注）6の4.乃至6.、C種種類株式については下記（注）7の4.乃至6.を参照。

(注) 4. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

(A種種類株式)

(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
該当事項はない。

(2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容
該当事項はない。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容
該当事項はない。

(4) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はない。

(5) その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はない。

(B種種類株式)

(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
該当事項はない。

(2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容
該当事項はない。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容
該当事項はない。

(4) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はない。

(5) その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はない。

(C種種類株式)

(1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
該当事項はない。

(2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第1号投資事業有限責任組合（以下「J I S」という。）は、払込期日以降平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、C種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することができない。また、J I Sは、払込期日以降平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生した場合又は当社がC種種類株式について取得条項を行使する旨の通知をした場合に限り、C種種類株式について金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができる。なお、J I Sが、平成29年7月31日までの間、その保有するC種種類株式の全部又は一部につき譲渡又は処分する場合、J I Sは、あらかじめその相手方をして、上記の普通株式を対価とする取得請求権並びに金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権の行使制限に関する義務を遵守することを当社に対して約させるものとされている。また、D種種類株式は取得価額が毎月修正されるところ、当社とJ I Sは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、D種種類株式の発行日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する旨、及び、J I Sは、C種種類株式又はD種種類株式を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で上記の内容及び譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも同様の内容を約させることを約させる旨を引受契約書で定めている。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容

該当事項はない。

(4) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はない。

なお、引受契約書において、J I Sが希望した場合には、当社は、J I Sが希望する数の当社普通株式の借株を受けられるよう実務上可能な限り協力すること等を、J I Sに誓約している。

(5) その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はない。

(注) 5. A種種類株式の内容は、次のとおりである。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主とあわせて以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記9. (1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当金の金額

A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、1.20%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（A種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金（但し、下記(b)に従ってA種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種種類株式を取得した場合は、配当基準

日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 非累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成32年7月31日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成32年7月31日に先立つ連続する30取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額が35円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成33年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30

取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として

かかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえで、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、平成30年7月31日以降、(i)平成30年7月31日以降平成32年7月30日(同日を含む。)までの日を償還請求日(以下に定義される。)とする場合は、当該償還請求日においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、また、(ii)平成32年7月31日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下本(1)において同じ。)から、(b)当該償還請求日に発行済の全てのC種種類株式(発行会社が有するものを除く。)にC種残余財産分配額を乗じた額及び(c)同日に発行済の全てのD種種類株式(発行会社が有するものを除く。)にD種残余財産分配額を乗じた額を控除した額(以下「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月15日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、償還請求日の30取引日前までに当社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額(但し、償還請求日が平成32年7月31日以降の日である場合においては、償還請求可能額。以下本(1)において同じ。)を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及び取得請求権の行使がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しない場合に限り、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、B種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種累積未払配当金相当額、C種累積未払配当金相当額、D種累積未払配当金相当額、D種普通配当金及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、C種優先配当金及びD種優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第3順位（それらの間では同順位）、D種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位（それらの間では同順位）とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。
- (3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(注) 6. B種種類株式の内容は、次のとおりである。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主とあわせて以下「B種種類株主等」という。）に対し、下記9. (1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当金の金額

B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、2.374%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（B種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金（但し、下記(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。
- (b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がB種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのB種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのB種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率2.374%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする。

3. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、(i)平成30年7月31日以降、平成32年7月30日（同日を含む。）までの間は、普通株式対価取得請求（以下に定義される。）の効力が生じる時点においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものは除く。）が存しないときに限り、また、(ii)平成32年7月31日以降はいつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成30年7月31日に先立つ連続する30取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額が35円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取

得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成31年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額（但し、平成32年8月1日以降については、平成32年7月31日における取得価額）の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、平成30年7月31日以降、(i)平成30年7月31日以降平成32年7月30日(同日を含む。)までの日を償還請求日(以下に定義される。)とする場合は、当該償還請求日においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、また、(ii)平成32年7月31日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下本(1)において同じ。)から、(b)当該償還請求日に発行済の全てのC種種類株式(発行会社が有するものを除く。)にC種残余財産分配額を乗じた額及び(c)同日に発行済の全てのD種種類株式(発行会社が有するものを除く。)にD種残余財産分配額を乗じた額を控除した額(以下「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月15日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、償還請求日の30取引日前までに当社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2.(1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたB種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額(但し、償還請求日が平成32年7月31日以降の日である場合においては、償還請求可能額。以下本(1)において同じ。)を超える場合には、償還請求がなされたB種種類株式及び取得請求権の行使がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)が存しない場合に限り、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、上記2.(1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

7. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

(1) A種優先配当金、B種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種累積未払配当金相当額、C種累積未払配当金相当額、D種累積未払配当金相当額、D種普通配当金及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、C種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第3順位（それらの間では同順位）、D種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位（それらの間では同順位）とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(注) 7. C種種類株式の内容は、次のとおりである。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主とあわせて以下「C種種類株主等」という。）に対し、下記9. (1)に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。）を行う。なお、C種優先配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当金の金額

C種種類株式1株当たりのC種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（C種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））

（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、C種種類株式1株当たりのC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金（但し、下記(b)に従ってC種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるC種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がC種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うC種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのC種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）

の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのC種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、C種種類株主等に対しては、C種優先配当金及びC種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るC種優先配当金につき本(4)に従い累積したC種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってC種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算されるC種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るC種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるC種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「C種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。

2. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「C種剰余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、剰余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算する。なお、C種剰余財産分配額に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

C種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、剰余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

C種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてC種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるC種優先配当金相当額とする。

3. 議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

C種種類株主は、払込期日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。

(2) C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の数に、C種剰余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(1)に定めるC種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「剰余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

56.9円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年3月15日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が35.0円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が78.8円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はC種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 上限取得価額及び下限取得価額の調整
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (9) 普通株式の交付方法
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株主に対して、当該C種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
5. 金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権
- (1) D種種類株式等対価取得請求権
C種種類株主は、払込期日以降いつでも、D種種類株式等対価取得請求日（以下に定義される。）の30取引日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「D種種類株式等対価取得請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭及びD種種類株式の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「D種種類株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数にC種残余財産分配額を乗じて得られる額及び下記(2)に定める数のD種種類株式を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記2.(1)に定めるC種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式等対価取得請求が効力を生じた日」（以下「D種種類株式等対価取得請求日」という。）と読み替えて、C種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、当該D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、D種種類株式等対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）を超える場合には、D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、C種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、D種種類株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。
- (2) C種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の数
上記(1)によるC種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の数は、D種種類株式等対価取得請求日が、(i)平成26年8月1日（同日を含む。）から平成27年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.05を乗じて得られる数、(ii)平成27年8月1日（同日を含む。）から平成28年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.08を乗じて得られる数、(iii)平成28年8月1日（同日を含む。）から平成29年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.14を乗じて得られる数、(iv)平成29年8月1日（同日を含む。）から平成30年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.18を乗じて得られる数、(v)平成30年8月1日（同日を含む。）から平成31年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.25を乗じて得られる数、(vi)平成31年8月1日（同日を含む。）以降においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.31を乗じて得られる数とする。また、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。
- (3) 取得請求等受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(4) D種種類株式等対価取得請求等の効力発生

D種種類株式等対価取得請求事前通知の効力は、D種種類株式等対価取得請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。D種種類株式等対価取得請求の効力は、D種種類株式等対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する取得請求等受付場所に到達したとき、当該書類に記載された効力発生希望日、又はD種種類株式等対価取得請求事前通知が効力を生じた日の30取引日後の日のいずれか最も遅い時点に発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成27年8月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、C種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部（但し、C種種類株主が、金銭対価償還日の到来に先立ち、上記5.に定めるD種種類株式等対価取得請求に係るD種種類株式等対価取得請求事前通知を行った場合には、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を除く。）を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に(i)C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)C種累積未払配当金相当額及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算し、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1. 平成27年8月1日から平成28年7月31日まで | : 1.12 |
| 2. 平成28年8月1日から平成29年7月31日まで | : 1.18 |
| 3. 平成29年8月1日から平成30年7月31日まで | : 1.24 |
| 4. 平成30年8月1日から平成31年7月31日まで | : 1.30 |
| 5. 平成31年8月1日以降 | : 1.38 |

7. 譲渡制限

C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、C種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、C種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、B種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種累積未払配当金相当額、C種累積未払配当金相当額、D種累積未払配当金相当額、D種普通配当金及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、C種優先配当金及びD種優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第3順位（それらの間では同順位）、D種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位（それらの間では同順位）とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(注) 8. D種種類株式の内容は、次のとおりである。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、D種種類株式の発行日（D種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。）（同日を含む。）からその2年後の応当日の前日（同日を含む。）までの間（以下「D種優先配当期間」という。）、あるD種優先配当年度（以下に定義する。）に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株式を有する株主（以下「D種種類株主」という。）又はD種種類株式の登録株式質権者（D種種類株主と併せて以下「D種種類株主等」という。）に対し、下記8.(1)に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「D種優先配当金」という。）を行う。なお、D種優先配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。D種優先配当年度とは、(i)D種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の属する事業年度の末日（同日を含む。）までの期間、(ii)D種優先配当期間の末日が属する事業年度の初日（同日を含む。）からD種優先配当期間の末日（同日を含む。）までの期間、及び(iii)上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間の事業年度（もしあれば。）の初日（同日を含む。）から末日（同日を含む。）までの期間（上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間に複数の事業年度がある場合には、かかる各事業年度の初日（同日を含む。）から末日（同日を含む。）までの各期間）をいう。

(2) 優先配当金の金額

D種種類株式1株当たりのD種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属するD種優先配当年度の初日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該D種優先配当年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属するD種優先配当年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてD種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、D種種類株式1株当たりのD種優先配当金の額は、その各配当におけるD種優先配当金（但し、下記(b)に従ってD種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるD種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。
- (b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がD種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うD種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのD種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのD種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、あるD種優先配当年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、D種種類株主等に対しては、D種優先配当金及びD種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

あるD種優先配当年度に属する日を基準日としてD種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該D種優先配当年度より前のD種優先配当年度に係るD種優先配当金につき本(4)に従い累積したD種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってD種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算されるD種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該D種優先配当年度に係るD種優先配当金の額（当該D種優先配当年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるD種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該D種優先配当年度の末日の翌日以降の期間（D種優先配当期間の経過後を含む。）に累積する。この場合の累積額は、当該D種優先配当年度の末日に終了する事業年度（但し、当該D種優先配当年度

の末日に事業年度が終了しない場合には、当該D種優先配当年度の末日が属する事業年度)に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「D種累積未払配当金相当額」という。)については、当該D種優先配当年度の末日の翌日以降、下記8.(1)に定める支払順位に従い、D種種類株主等に対して配当する。

(5) D種優先配当期間経過後の配当

(a) 当社は、D種優先配当期間の末日の翌日(同日を含む。)以降の日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株主等に対し、D種種類株式1株につき、払込金額相当額に下記(b)に定める配当率(以下「D種普通配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「D種普通配当金」という。)の配当を、下記8.(1)に定める支払順位に従って行う。なお、D種普通配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) D種普通配当率は、当該基準日に係る普通株式1株当たりの剰余金の配当の金額を、当該基準日から起算して3取引日前の日(同日を含む。)に先立つ連続する20取引日(以下「D種普通配当率算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、D種普通配当率算定期間中に下記4.(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記4.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られた比率とする。

2. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、D種種類株主等に対し、下記8.(2)に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、払込金額相当額に、D種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「D種剰余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、剰余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてD種累積未払配当金相当額を計算する。なお、D種剰余財産分配額に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

D種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、剰余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

D種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日がD種優先配当期間内の場合は、当該分配日の属するD種優先配当年度において、分配日を基準日としてD種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるD種優先配当金相当額とし、分配日がD種優先配当期間経過後の場合は、零とする。

3. 議決権

D種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式等対価取得請求権

D種種類株主は、いつでも、当社に対して、(i)下記(2)(a)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)又は(ii)下記(2)(b)に定める数及び金額の普通株式及び金銭(以下「請求対象普通株式等」という。)のいずれかの交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式等対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、(i)請求対象普通株式又は(ii)請求対象普通株式等を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。なお、D種種類株主は、普通株式等対価取得請求を行うに際しては、請求対象普通株式と請求対象普通株式等のいずれを対価とするのかを選択することができる。

(2) D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

(a) D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種剰余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)(a)においては、上記2.(1)に定めるD種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「剰余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の

合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

- (b) (i) D種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の数に、払込金額相当額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。(ii) D種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、金銭の額は、当該普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額を乗じて得られる額とする。なお、本(2)(b)においては、上記2.(1)に定めるD種累積未払配当金相当額の計算及び上記2.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、当該普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、普通株式等対価取得請求が効力を生じた日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）を超える場合には、普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種種類株式については、普通株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。

(3) 当初取得価額

56.9円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、D種種類株式発行後の毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（以下「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が28.5円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が85.4円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の

目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{－当社が保有する} \\ \text{普通株式の数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はD種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 上限取得価額及び下限取得価額の調整
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 普通株式等対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
- (8) 普通株式等対価取得請求の効力発生
普通株式等対価取得請求の効力は、普通株式等対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式等対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (9) 普通株式の交付方法
当社は、普通株式等対価取得請求の効力発生後、当該普通株式等対価取得請求をしたD種種類株主に対して、当該D種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

D種種類株主は、平成32年7月31日以降の日を取得日（以下「償還請求日」という。）としていつでも、償還請求日の30取引日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「D種種類株式償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るD種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るD種種類株式の数に下記(2)に定めるD種種類株式1株当たりの償還価額を乗じて得られる額の金銭を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。但し、当該償還請求がなされたD種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）を超える場合には、償還請求がなされたD種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) D種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

D種種類株式1株当たりの償還価額は、以下(i)又は(ii)の算式に基づいて算定される額のうち、高い価額とする。

(算式)

(i) 払込金額相当額+D種累積未払配当金相当額+D種日割未払優先配当金額

(ii) 払込金額相当額×(1+(パリティ-1)×0.25)+D種累積未払配当金相当額+D種日割未払優先配当金額

上記算式(i)(ii)において、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてD種累積未払配当金相当額を計算する。

上記算式(i)(ii)における「D種日割未払優先配当金額」は、償還請求日がD種優先配当期間内の場合は、当該償還請求日の属するD種優先配当年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算される優先配当金額相当額とし、償還請求日がD種優先配当期間経過後の場合は、零とする。

また、上記算式(ii)における「パリティ」は、D種種類株式償還請求事前通知を行った日の当社の普通株式の終値をD種種類株式償還請求事前通知を行った日において有効な修正後取得価額で除した数（小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(3) 償還請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(4) 償還請求等の効力発生

D種種類株式償還請求事前通知の効力は、D種種類株式償還請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する償還請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求等受付場所に到達したとき、当該書類に記載された効力発生希望日、又はD種種類株式償還請求事前通知が効力を生じた日の30取引日後の日のいずれか最も遅い時点に発生する。

6. 譲渡制限

D種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

7. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、D種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、D種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、D種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 優先順位

(1) A種優先配当金、B種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種累積未払配当金相当額、C種累積未払配当金相当額、D種累積未払配当金相当額、D種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、C種優先配当金及びD種優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第3順位（それらの間では同順位）、D種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位（それらの間では同順位）とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

10. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年5月1日 (注) 1	4,563	577,523	—	26,298	223	4,385
平成26年7月31日 (注) 2、3	37	577,560	18,749	45,047	18,749	23,134
平成26年7月31日 (注) 4	—	577,560	△44,947	100	△23,134	0
平成28年3月31日 (注) 5	—	577,560	—	100	25	25

- (注) 1. 寺田紡績(株) (現テラボウ(株)) を完全子会社とする株式交換に伴う新株の発行による増加である。
2. 平成26年7月31日を払込期日とする第三者割当の方法により、種類株式 (A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式) を発行している。
3. 有償第三者割当
- (A種種類株式)
- 発行価格 1,000,000円
 資本組入額 500,000円
 割当先 株式会社三菱東京UFJ銀行 21,740株
- (B種種類株式)
- 発行価格 1,000,000円
 資本組入額 500,000円
 割当先 株式会社みずほ銀行 3,635株
 三菱UFJ信託銀行株式会社 2,124株
- (C種種類株式)
- 発行価格 1,000,000円
 資本組入額 500,000円
 割当先 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合 10,000株
4. 平成26年7月31日(効力発生日)をもって資本金、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えている。
5. 資本剰余金を原資とする剰余金の配当に伴う積立による増加である。

(6) 【所有者別状況】

①普通株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	46	43	314	177	19	36,462	37,061	—
所有株式数 (単元)	—	163,048	11,797	17,038	148,514	65	235,189	575,651	1,872,433
所有株式数の 割合（%）	—	28.33	2.05	2.96	25.80	0.01	40.85	100.00	—

- (注) 1. 自己株式817,969株は、「個人その他」に817単元及び「単元未満株式の状況」に969株含まれている。
2. 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれている。

②A種種類株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	21,740	—	—	—	—	—	21,740	—
所有株式数の 割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

③B種種類株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	2	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	—	5,759	—	—	—	—	—	5,759	—
所有株式数の 割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

④C種種類株式

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	10,000	—	—	—	10,000	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	31,281	5.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	23,367	4.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	16,571	2.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325 (常任代理人株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都港区港南2丁目15-1品川イ ンターシティA棟)	11,244	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,534	1.82
ユニチカ従業員持株会	大阪市中央区久太郎町4丁目1-3	10,493	1.81
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U. S. A (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタ ワー)	10,006	1.73
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人株式会社みずほ銀行 決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1品川イ ンターシティA棟)	9,714	1.68
EUROCLEAR BANK S. A. /N. V (常任代理人株式会社三菱東京UF J銀行)	I BOULEVARD DU RO1 ALBERT II, B- 1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	8,154	1.41
大同生命保険株式会社 (常任代理人日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社)	大阪市西区江戸堀1丁目2-1 (東京都中央区晴海1丁目8-11)	8,000	1.38
計	—	139,366	24.13

(注) 1. 平成28年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成28年6月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	17,822	3.09
三井住友トラスト・アセットマネジ メント株式会社	東京都港区芝3丁目33-1	855	0.15
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1	10,235	1.77
計	—	28,912	5.01

2. 平成28年12月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ルネッサンス・テクノロジーズ・エルエルシー(Renaissance Technologies LLC)が平成28年12月9日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めていない。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
Renaissance Technologies LLC	35th Floor, 800 Third Avenue, New York, NY 10022	24,985	4.33

3. 平成29年1月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行並びにその共同保有者他3社が平成28年12月22日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として株式会社三菱東京UFJ銀行が保有する23,367千株については、上記大株主に記載しているが、他の共同保有者については、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めていない。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	23,367	4.05
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	12,649	2.19
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	3,702	0.64
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5-2	1,733	0.30
計	—	41,451	7.18

4. 平成29年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行並びにその共同保有者であるみずほ証券株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社が平成29年2月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めていない。
 なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	1,956	0.34
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5-1	1,795	0.31
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8-2	26,461	4.58
計	—	30,213	5.23

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順位10名は、以下のとおりである。

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	31,281	5.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	23,345	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	16,571	2.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325 (常任代理人株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都港区港南2丁目15-1品川イ ンターシティA棟)	11,244	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,534	1.83
ユニチカ従業員持株会	大阪市中央区久太郎町4丁目1-3	10,493	1.82
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人モルガン・スタンレー MUFJ証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U. S. A (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタ ワー)	10,006	1.74
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人株式会社みずほ銀行 決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1品川イ ンターシティA棟)	9,714	1.68
EUROCLEAR BANK S. A. /N. V (常任代理人株式会社三菱東京UF J銀行)	I BOULEVARD DU RO1 ALBERT II, B- 1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	8,154	1.41
大同生命保険株式会社 (常任代理人日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社)	大阪市西区江戸堀1丁目2-1 (東京都中央区晴海1丁目8-11)	8,000	1.39
計	—	139,342	24.24

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 21,740 B種種類株式 5,759 C種種類株式 10,000	—	(1) 株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 817,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 574,834,000	574,834	—
単元未満株式	普通株式 1,872,433	—	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	577,560,932	—	—
総株主の議決権	—	574,834	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」の普通株式は、全て当社保有の自己株式である。

2. 「完全議決権株式 (その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式20,000株 (議決権の数20個) が含まれている。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ユニチカ株式会社	兵庫県尼崎市東本町1-50	817,000	—	817,000	0.14
計	—	817,000	—	817,000	0.14

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はない。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はない。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	12,283	950
当期間における取得自己株式	1,625	139

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	817,969	—	819,594	—

- (注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれていない。
2. 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益配分を経営の重要課題の一つとして位置付けており、収益状況を踏まえながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としている。また、内部留保資金に関しては、長期的な株主利益を念頭に置き、財務体質の一層の改善及び事業拡大へ向けた将来投資等に活用していく。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、この期末配当の決定機関は、株主総会である。また、当社は「毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めている。

当事業年度の普通株式の配当については、この間の業績及び事業年度末の財務の状況を踏まえ、誠に遺憾ながら無配とすることに決定した。平成26年7月に第三者割当により発行した種類株式の配当については、発行時に定められた種類株式発行要領に基づき、A種種類株式については1株につき12,000円、B種種類株式については1株につき23,740円、C種種類株式については1株につき60,000円とすることに決定した。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金
平成29年6月29日 定時株主総会決議	A種種類株式	260百万円	12,000円
	B種種類株式	136百万円	23,740円
	C種種類株式	600百万円	60,000円

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第203期	第204期	第205期	第206期	第207期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高 (円)	56	78	66	75	105
最低 (円)	34	48	41	43	51

(注) 株価の最高・最低は(株)東京証券取引所(市場第一部)におけるものである。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月	平成29年3月
最高 (円)	73	95	91	88	97	105
最低 (円)	58	69	81	78	79	91

(注) 株価の最高・最低は(株)東京証券取引所(市場第一部)におけるものである。

5 【役員 の 状 況】

男性 11名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 ー%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員	監査室担当	注連 浩行	昭和27年2月10日生	昭和50年4月 当社入社 平成13年1月 総合企画部長兼情報システム推進 部長 15年1月 経営企画本部長 15年4月 執行役員 17年4月 常務執行役員 20年6月 取締役上席執行役員 24年7月 取締役常務執行役員 26年6月 代表取締役社長執行役員 (現)	注4	普通株式 223
代表取締役 専務執行役員	管理本部長	安岡 正晃	昭和31年1月10日生	昭和54年4月 ㈱三和銀行 (現㈱三菱東京UFJ 銀行) 入行 平成14年4月 ㈱UFJ銀行 (現㈱三菱東京UFJ 銀行) 秋葉原法人営業部長兼支 店長 16年4月 同行渋谷法人営業第一部長兼支店 長 18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行融資部副部 長 18年5月 同行審査部長 20年6月 ㈱モビット代表取締役社長 25年6月 三菱UFJニコス㈱常勤監査役 27年2月 当社顧問 27年4月 専務執行役員 27年6月 代表取締役専務執行役員 (現)	注5	普通株式 22
代表取締役 常務執行役員	経営企画本部長 技術部門管掌	上埜 修司	昭和32年12月8日生	昭和58年4月 当社入社 平成12年7月 金属繊維開発事業部グループ長 15年4月 社長室IR広報グループ長 20年5月 経営企画部長代理 21年1月 経営統括部長代理 23年6月 執行役員 技術開発本部長 兼中央研究所長 24年6月 取締役執行役員 24年7月 取締役上席執行役員 27年4月 取締役常務執行役員 27年6月 代表取締役常務執行役員 (現)	注4	普通株式 87
取締役 上席執行役員	機能材事業本部長 兼 繊維事 業本部長 兼 ユニチカトレー ディング㈱代表 取締役会長	長谷川 弘	昭和30年3月23日生	昭和52年4月 当社入社 平成19年4月 機能材料事業管理室長 21年6月 機能材事業部長 兼機能材料事業管理室長 23年6月 執行役員 機能材事業部長 兼機能材料事業管理室長 24年7月 執行役員 機能材事業部長 25年7月 上席執行役員 不織布事業本部長 26年6月 取締役上席執行役員 (現)	注4	普通株式 94
取締役 上席執行役員	高分子事業本部長 兼 東京駐 在	榎田 晃	昭和31年1月8日生	昭和55年4月 当社入社 平成15年3月 フィルム製造部長 21年1月 フィルム事業管理室長 22年6月 執行役員 フィルム事業本部長代理 兼フィルム事業管理室長 25年7月 上席執行役員 フィルム事業本部長 27年4月 上席執行役員 高分子事業副本部長 兼フィルム事業部長 27年6月 取締役上席執行役員 (現)	注5	普通株式 94

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (非常勤)		半林 亨	昭和12年1月7日生	昭和34年4月 日綿実業(株) (現双日(株)) 入社 平成元年6月 同社取締役 5年6月 同社代表取締役常務 7年6月 同社代表取締役専務 11年6月 同社代表取締役副社長 12年10月 同社代表取締役社長 15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス(株) (現双日(株)) 代表取締役会長・C o - C E O 16年6月 当社監査役 27年6月 当社取締役 (非常勤) (現)	注5	普通株式 210
取締役 (非常勤)		古川 実	昭和18年6月13日生	昭和41年4月 日立造船(株) 入社 平成3年6月 同社船舶・防衛事業本部 管理部長 6年6月 同社理事 経理部長 10年6月 同社取締役 経理部長 13年6月 同社代表取締役専務 業務管理統括 17年4月 同社代表取締役社長 22年6月 同社代表取締役会長 兼 社長 25年4月 同社代表取締役会長 兼 CEO 28年4月 同社代表取締役会長 29年4月 同社取締役相談役 29年6月 同社相談役 (現) 29年6月 当社取締役 (現)	注5	—
監査役 (常勤)		永田 直彦	昭和28年3月2日生	昭和52年4月 当社入社 平成18年7月 樹脂事業管理室長 20年12月 樹脂生産開発部長 22年6月 執行役員 樹脂事業本部長 24年7月 上席執行役員 樹脂事業本部長 26年6月 監査役 (現)	注6	普通株式 83
監査役		小畑 政信	昭和29年4月15日生	昭和52年4月 当社入社 平成12年2月 総合企画部主管 13年6月 東京総務部長 22年6月 人事総務部長 23年6月 執行役員 27年4月 顧問 27年6月 監査役 (現)	注7	普通株式 94
監査役		河内 義人	昭和26年1月26日生	平成16年7月 洲本税務署長 17年7月 大阪国税局課税第一部審理課長 19年7月 国税庁長官官房大阪派遣 首席国税庁監察官 21年7月 大阪国税局徴収部長 23年8月 税理士登録 27年6月 当社監査役 (現)	注7	普通株式 17
監査役		福原 哲晃	昭和22年10月29日生	昭和52年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 久保井一匡法律事務所入所 61年4月 明和法律事務所開設 平成15年4月 瑞木総合法律事務所開設 25年4月 大阪弁護士会会長 29年6月 当社監査役 (現)	注8	—
計						普通株式 927

- (注) 1. 取締役 半林 亨、古川 実の各氏は、社外取締役である。
 2. 監査役 河内義人、福原哲晃の各氏は、社外監査役である。
 3. 当社では、執行役員制度を導入し、業務執行における意思決定の迅速化と責任体制の明確化を図るものとしている。また、取締役と執行役員の相互連携強化を図るため、取締役は原則として執行役員を兼務する体制としている。
 なお、取締役ではない執行役員は、次のとおりである。

役職名	氏名	職務分担
上席執行役員	森川 光洋	管理副本部長 兼 人事総務部長
上席執行役員	富岡 弘之	機能材事業副本部長 兼 ガラス繊維事業部長
上席執行役員	細田 雅弘	樹脂事業部長
執行役員	竹歳 寛和	特需部担当 兼 ユニチカトレーディング㈱代表取締役社長
執行役員	岡 和貴	グローバル戦略推進部長 兼 重合・ポリマー管理部長
執行役員	北野 正和	技術開発本部長 兼 技術開発企画室長 兼 中央研究所長
執行役員	久内 克秀	経営企画副本部長 兼 関連事業部長
執行役員	吉村 哲也	不織布事業部長
執行役員	今村 高之	岡崎事業所長 兼 日本エステル㈱代表取締役社長
執行役員	松田 常俊	フィルム事業部長

4. 平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
 5. 平成29年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
 6. 平成26年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 7. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 8. 平成29年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 9. 当社では、監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名を選出している。補欠監査役の略歴は以下のとおりである。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
小林 二郎	昭和20年6月4日生	昭和49年4月	弁護士登録 現在に至る。	普通株式 2

10. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載している。なお、平成29年6月分の役員持株会による取得株式数は、提出日（平成29年6月29日）現在確認が出来ないため、平成29年5月末現在の実質所有株式数を記載している。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

*コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社グループは、「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」という経営理念により、社会的存在感のある企業を目指し、事業活動を行っている。また、ガバナンス戦略として、迅速な意思決定はもとより、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化、適時適確な情報開示などによるステークホルダー重視の経営に取り組むものとしている。当社グループは、これらを追求する経営体制の構築に継続的に取り組むことにより、グローバル化する環境の中で企業価値の最大化を図り、成長し続けることができるものとする。

当社は、当社の持続的成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性、公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスであると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会の実効性を高め、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、その役割・責務を果たす。
また、独立社外役員が高い実効性をもって適切に経営陣をモニタリングする。
5. 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成されている。また、「経営意思決定・経営監督（ガバナンス）機能」と「業務執行（マネジメント）機能」を明確化する経営システムとして執行役員制度を導入する一方、取締役と執行役員の相互連携強化を図り、経営の機動性と実効性を高めるため、一部を除き、取締役が執行役員を兼務する体制としている。

その上で、「取締役会」を経営に関する意思決定と監督に特化する「ガバナンス機能」の機関として位置付けているほか、経営全般の基本方針・課題等について取締役の討議を深めるとともに、経営課題の早期把握、施策立案に係る方針の決定の効率化・迅速化、施策のタイムリーな執行を図るため、全取締役で構成する「経営会議」を設置している。業務執行の権限については、「権限規程」に定めており、中でも重要な案件については、「経営会議」において、事前に十分審議、検討を重ねた上で取締役会に諮るなど意思決定を行う体制となっている。

また、取締役、事業部門及び管理部門の責任者が出席する「業務執行会議」においては、各部門の業務執行の状況について相互に共有化を図るとともに、経営方針に係る指示の徹底、業務執行上の諸課題についての協議・検討を行っている。

なお、「経営会議」及び「業務執行会議」は各々原則毎月開催している。

連結経営については、「事業ドメイン」を軸としたグループ経営体制のため、関係会社経営幹部との連絡会を定期的実施し、連結経営上の諸課題について共有化を図るとともに、方針確認を行っている。

当社では、毎月及び臨時に開催される取締役会については、全監査役が出席者として、発言の機会が確保されている。また、経営会議には、常勤監査役がオブザーバーとして同席するなど、経営の意思決定の過程に関するチェックの機会も確保されている。監査役の活動については、監査役スタッフが適宜補助している。

また、当社では、社外取締役を2名選任しており、経営の意思決定や取締役の職務執行の状況を、より客観的な立場で監督できるような体制としている。

ロ. 内部統制システムの整備の状況

リスクマネジメント室（3名）を中心とした社内・グループ内の情報収集のほか、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、また社内社外の両方に内部通報窓口を設置するなど、適時に対応できる体制をとっている。

また、「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」をグループの全役員・従業員等に配布するほか、適宜リスクマネジメント室による研修を行うなど、コンプライアンスの啓蒙に努めている。

さらに、会社法、金融商品取引法を踏まえた「内部統制に関する基本方針」を定めているほか、リスクマネジメント室及び各種委員会による、コンプライアンス・リスクマネジメント体制をとっている。また、金融商品取引法の下、「財務報告に係る内部統制」については、監査室（6名）を中心に重要な事業拠点においては、内部統制関連部署を設置し、内部統制の整備された企業体制を構築している。

ハ、リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、コンプライアンス、環境、製造物責任、輸出管理、情報セキュリティに係る損失の危険については、それぞれに対応する委員会が、社内規程等に則り対応する。リスクマネジメント室は、必要に応じガイドライン・マニュアル等を制定し、教育研修を行う。

営業、財務、災害等の個々の企業活動のリスクについては、当該リスクに関する事項を所管する部署が、社内規程等に則り対応する。

社長は、グループ横断的なリスクの管理と全社的対応の責任者を定める。また、新たに生じるリスクへの対応のために必要な場合、社長は速やかに責任者を定める。

それぞれのリスクに対応する委員会等は、リスクマネジメント委員会にリスクに係る報告を行う。リスクマネジメント委員会は、その対応の評価を行い、必要に応じて改善計画を策定する。

ニ、子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、取締役は、各々担当するグループ会社に対し、コンプライアンス体制、情報の保存管理体制、リスクの管理体制及び効率的な職務執行体制を構築推進させる。

グループ会社取締役は、当該グループ会社において、コンプライアンス体制、情報の保存管理体制、リスクの管理体制及び効率的な職務執行体制を構築推進する。

グループ会社取締役は、定期的又は必要に応じ、当該グループ会社における各取締役の職務の執行の状況につき、当社に報告する。

グループ会社は、コンプライアンス、環境、製造物責任、輸出管理、情報セキュリティに係る損失の危険については、社内規程等に則り対応する。また、グループ会社は、必要に応じガイドライン・マニュアル等を制定し、教育研修を行う。

グループ会社における営業、財務、災害等の個々の企業活動のリスクについては、当該リスクに関する事項を所管する部署が、社内規程等に則り対応する。

グループ会社社長は、リスクの管理と全社的対応の責任者を定める。また、新たに生じるリスクへの対応のために必要な場合、グループ会社社長は速やかに責任者を定める。

グループ会社取締役は、親会社等との取引を行うに当たり、取引条件等の適正を確保するものとする。

グループ会社におけるそれぞれのリスクに関する主管部署は、当該グループ会社取締役会にリスクに係る報告を行う。当該グループ会社取締役会は、その対応の評価を行い、必要に応じて改善計画を策定する。

グループ会社は、適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた規程等に則り、効率的な運営を行う。

「ユニチカ行動憲章」「ユニチカ行動基準」をグループ会社の役員及び従業員等が法令・定款・社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範とする。

グループ会社社長は、自ら法令・定款・社会規範等を遵守することを、役員及び従業員等に表明し、啓発する。また、必要に応じて役員及び従業員向けの教育研修を行う。

グループ会社社長は、法令・定款・社会規範等に違反する行為があった場合には適切に対応し、再発防止措置等を策定する。

グループ会社のリスク・コンプライアンス主管部署は、役員及び従業員等のコンプライアンスの状況を、定期的に当該会社の監査役又は監査役会に報告する。

法令・定款・社会規範等において疑義のある行為等について、グループ会社の役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として当社の内部通報窓口を使用することとし、グループ会社社長は従業員等に対し周知する。また、当社のリスクマネジメント室は、必要に応じ当該グループ会社に関する内部情報を当該グループ会社の取締役へ報告する。

グループ会社では、反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとる。

ホ、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としている。

② 内部監査及び監査役監査

当社の「監査役会」は4名の監査役（うち社外監査役は2名）で構成されており、法令、定款、規程などの基準に従い、経営方針、業務執行、財産保全の状況など経営に対する監査・監視機能を果たしている。また、グループ企業の監査役で構成する「グループ監査役会」により、グループ全体の監査体制の充実を図っている。

監査役は、毎年定時株主総会終了後、速やかに会計監査人から監査計画の提示を受け、計画について意見交換を行っている。また、個々の監査の立会いを通じて、会計監査人から随時状況報告を受けるほか、年4回監査又はレビュー実施報告を受けるなど、連携をとっている。

内部監査部門は、監査役に適宜情報を提供するなど、十分連携をとっている。また、監査役は、内部監査部門立会いのもと必要に応じて担当部署の責任者からのヒアリングを行っている。

なお、社外監査役のうち1名は、税理士資格を有している。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任している。

社外取締役は、取締役会において、議案審議等に関して、過去に会社役員を務めた経験と知見に基づく発言を適宜行っている。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、会社役員・税理士としての経験と財務、税務及び会計に関する知見に基づく発言を適宜行っている。このほか社内監査役と意思疎通及び連携を十分とっており、また、監査役スタッフ及び内部監査部門、内部統制部門、経理部門、総務・法務部門の協力体制により、監査業務をサポートしている。会計監査人との関係では、主に年度の監査報告会等を通じて、会計監査報告を受けること等により、連携を図っている。

社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断している。

社外取締役の半林 享氏は、豊富な経営経験を有し、平成16年以降は当社社外監査役、社外取締役を歴任され、当社経営の監督及び経営に対し有用な提言を行っており、社外取締役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断している。なお、出身元である双日株式会社と当社との間では取引関係が存在するが、売上高に占める割合が低く、当社に対する影響は希薄である。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外取締役の古川 実氏は、上場会社の代表取締役として、特に構造改革の実現に向けて優れた経営手腕を発揮されるなど、企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、社外取締役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断している。なお、出身元である日立造船株式会社と当社との間では取引関係が存在するが、売上高に占める割合が低く、当社に対する影響は希薄である。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外監査役の河内義人氏は、税理士の資格を有しており、財務、税務、会計に関する知見が豊富であり、社外監査役としての職務を独立的な立場で適切に遂行できると判断している。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に選任している。

社外監査役の福原哲晃氏は、弁護士として企業法務に精通しているだけでなく、過去にも上場企業の社外監査役を長年勤めた経験もあり、豊富な経験と十分な知見を有しており、社外監査役として実効的な監査を遂行できると判断し、独立役員に選任している。

また、社外取締役及び社外監査役の当社株式の保有状況は「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載している。

④ 会計監査の状況

当社は会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任している。当期業務を執行した公認会計士は三宅 昇、和田稔郎、伊東昌一の3名であり、監査補助者は公認会計士18名、その他16名である。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	基本報酬 (百万円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く。)	113	6
監査役 (社外監査役を除く。)	23	2
社外役員	31	4

ロ. 使用人兼役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はない。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬については、主として役位及び各事業年度の業績・成果に応じて決定している。

⑥ 当社定款において定めている事項

イ. 取締役の定数

当社の取締役は28名以内とする旨定款に定めている。

ロ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨定款に定めている。

ハ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権が行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としている。

ニ. 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

i. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等を遂行することを目的とするものである。

ii. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

iii. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めている。これは、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものである。

⑦ 種類株式に関する事項

イ. 単元株式数

普通株式の単元株式数は1,000株であるが、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式には議決権がないため、単元株式数は1株としている。

ロ. 議決権の有無の差異及び内容の差異並びにその理由

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式だが、A種種類株主、B種種類株主、C種種類株主及びD種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためである。

⑧ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
53銘柄 2,260百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ナガイレーベン(株)	228	527	企業間取引の強化
凸版印刷(株)	310	293	同上
(株)大垣共立銀行	686	233	同上
大日本印刷(株)	200	200	同上
(株)自重堂	122	154	同上
(株)T&Dホールディングス	54	57	同上
小林製薬(株)	5	53	同上
(株)オンワードホールディングス	34	26	同上
大成ラミック(株)	8	24	同上
(株)池田泉州ホールディングス	48	19	同上
(株)紀陽銀行	9	11	同上
(株)サンエー化研	10	4	同上
丸東産業(株)	15	1	同上
イビデン(株)	0	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住江織物(株)	1,788	584	議決権行使の指図
岩谷産業(株)	624	408	同上
(株)T&Dホールディングス	142	149	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	287	48	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していない。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（千株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
ナガイレーベン(株)	228	524	企業間取引の強化
凸版印刷(株)	311	354	同上
大日本印刷(株)	200	240	同上
(株)大垣共立銀行	686	227	同上
(株)自重堂	122	174	同上
(株)T&Dホールディングス	54	88	同上
小林製薬(株)	11	60	同上
トモニホールディングス(株)	64	38	同上
(株)オンワードホールディングス	39	29	同上
大成ラミック(株)	9	26	同上
(株)池田泉州ホールディングス	48	22	同上
(株)紀陽銀行	9	15	同上
(株)サンエー化研	10	5	同上
丸東産業(株)	15	5	同上
イビデン(株)	0	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数（千株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
住江織物(株)	1,788	507	議決権行使の指図
岩谷産業(株)	624	404	同上
(株)T&Dホールディングス	142	229	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	287	58	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していない。

ハ. 保有目的が純投資目的の投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 （百万円）	当事業年度（百万円）			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	—	—	—	—	—
上記以外の株式	301	120	7	220	52

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	101	20	86	—
連結子会社	37	1	51	—
計	138	21	137	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の連結子会社であるP. T. EMBLEM ASIAを含む3社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitteのメンバーファームに対して監査証明業務に基づく報酬を9百万円支払っている。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社であるP. T. EMBLEM ASIAを含む2社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitteのメンバーファームに対して監査証明業務に基づく報酬を7百万円支払っている。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社及び連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、内部統制高度化に関する助言・指導業務の委託である。

（当連結会計年度）

該当事項はない。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はないが、監査日数、事業の規模・特性等の要素を勘案し決定している。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、公益財団法人財務会計基準機構及び監査法人の行うセミナーに参加している。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,101	37,030
受取手形及び売掛金	35,811	34,116
たな卸資産	※1、※2 27,566	※1、※2 25,704
繰延税金資産	1,306	1,457
その他	2,921	3,375
貸倒引当金	△106	△89
流動資産合計	109,601	101,595
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	68,980	68,464
減価償却累計額	△57,625	△57,114
建物及び構築物（純額）	11,355	11,349
機械装置及び運搬具	179,851	177,972
減価償却累計額	△157,782	△156,578
機械装置及び運搬具（純額）	22,068	21,393
工具、器具及び備品	9,074	8,735
減価償却累計額	△8,163	△7,814
工具、器具及び備品（純額）	911	920
土地	※4 66,869	※4 66,496
リース資産	758	726
減価償却累計額	△587	△604
リース資産（純額）	171	121
建設仮勘定	2,791	3,508
有形固定資産合計	※2 104,168	※2 103,791
無形固定資産		
その他	※2 1,714	2,035
無形固定資産合計	1,714	2,035
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 2,963	※3 2,929
出資金	9	8
長期貸付金	62	40
退職給付に係る資産	13	12
繰延税金資産	283	281
その他	1,171	1,205
貸倒引当金	△32	△26
投資その他の資産合計	4,473	4,450
固定資産合計	110,356	110,277
資産合計	219,957	211,872

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,322	17,506
短期借入金	※2 1,827	※2 3,438
1年内返済予定の長期借入金	※2 363	※2、※6 2,756
リース債務	139	117
未払法人税等	215	1,167
賞与引当金	1,256	1,451
製品改修引当金	2,630	1,670
事業構造改善引当金	989	152
独占禁止法関連損失引当金	—	980
その他	9,159	8,954
流動負債合計	31,904	38,194
固定負債		
長期借入金	※2 124,142	※2、※6 103,132
リース債務	642	483
繰延税金負債	9,273	9,191
再評価に係る繰延税金負債	※4 3,547	※4 3,580
役員退職慰労引当金	7	4
退職給付に係る負債	11,513	11,209
その他	989	810
固定負債合計	150,116	128,414
負債合計	182,020	166,608
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	28,401	28,400
利益剰余金	5,708	12,117
自己株式	△46	△47
株主資本合計	34,164	40,572
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	433	480
繰延ヘッジ損益	△203	8
土地再評価差額金	※4 6,474	※4 6,415
為替換算調整勘定	△2,662	△2,856
退職給付に係る調整累計額	△3,608	△2,779
その他の包括利益累計額合計	434	1,269
非支配株主持分	※4 3,338	※4 3,422
純資産合計	37,936	45,264
負債純資産合計	219,957	211,872

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	146,474	126,219
売上原価	※4、※7 114,943	※4、※7 94,189
売上総利益	31,530	32,029
販売費及び一般管理費	※1、※4 21,080	※1、※4 19,491
営業利益	10,450	12,538
営業外収益		
受取利息	73	47
受取配当金	83	76
受取賃貸料	317	240
持分法による投資利益	—	13
償却債権取立益	—	266
その他	469	320
営業外収益合計	943	966
営業外費用		
支払利息	2,367	1,951
持分法による投資損失	3	—
その他	2,200	1,070
営業外費用合計	4,572	3,021
経常利益	6,821	10,483
特別利益		
固定資産売却益	※2 1,290	※2 784
投資有価証券売却益	—	224
関係会社株式売却益	375	—
事業譲渡益	43	—
製品改修引当金戻入額	198	—
特別利益合計	1,908	1,009
特別損失		
固定資産処分損	※3 527	※3 862
減損損失	※5 226	—
関係会社株式売却損	2,098	—
事業構造改善費用	※6 962	※6 1,223
独占禁止法関連損失	—	※8 1,203
その他	138	151
特別損失合計	3,953	3,440
税金等調整前当期純利益	4,775	8,052
法人税、住民税及び事業税	215	1,064
法人税等調整額	△2,387	△271
法人税等合計	△2,171	793
当期純利益	6,947	7,258
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	13	△130
親会社株主に帰属する当期純利益	6,933	7,389

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	6,947	7,258
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△35	46
繰延ヘッジ損益	22	216
土地再評価差額金	123	△41
為替換算調整勘定	173	△206
退職給付に係る調整額	△168	829
その他の包括利益合計	※1 115	※1 844
包括利益	7,062	8,103
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,006	8,242
非支配株主に係る包括利益	56	△138

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	60,275	△31,138	△45	29,191
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△666			△666
親会社株主に帰属する当期純利益			6,933		6,933
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の増資による持分の増減		△47			△47
連結子会社株式の取得による持分の増減		△47			△47
欠損填補		△31,112	31,112		-
土地再評価差額金の取崩			△1,198		△1,198
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△31,874	36,847	△0	4,972
当期末残高	100	28,401	5,708	△46	34,164

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	468	△224	5,165	△2,807	△3,439	△837	3,236	31,590
当期変動額								
剰余金（その他資本剰余金）の配当								△666
親会社株主に帰属する当期純利益								6,933
自己株式の取得								△0
連結子会社の増資による持分の増減							47	-
連結子会社株式の取得による持分の増減								△47
欠損填補								-
土地再評価差額金の取崩			1,198			1,198		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△35	21	110	144	△168	72	55	128
当期変動額合計	△35	21	1,309	144	△168	1,271	102	6,346
当期末残高	433	△203	6,474	△2,662	△3,608	434	3,338	37,936

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	28,401	5,708	△46	34,164
当期変動額					
剰余金の配当			△997		△997
親会社株主に帰属する当期純利益			7,389		7,389
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0
土地再評価差額金の取崩			17		17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	6,409	△0	6,407
当期末残高	100	28,400	12,117	△47	40,572

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	433	△203	6,474	△2,662	△3,608	434	3,338	37,936
当期変動額								
剰余金の配当								△997
親会社株主に帰属する当期純利益								7,389
自己株式の取得								△0
連結子会社株式の取得による持分の増減								△0
土地再評価差額金の取崩			△17			△17		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	212	△41	△194	829	853	84	937
当期変動額合計	46	212	△58	△194	829	835	84	7,327
当期末残高	480	8	6,415	△2,856	△2,779	1,269	3,422	45,264

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,775	8,052
減価償却費	4,831	4,526
減損損失	226	—
事業構造改善費用	962	1,223
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△253	△23
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△803	539
事業構造改善引当金の増減額 (△は減少)	△464	△644
製品改修引当金の増減額 (△は減少)	△1,317	△960
独占禁止法関連損失引当金の増減額 (△は減少)	—	980
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△170	192
支払利息	2,367	1,951
固定資産処分損益 (△は益)	527	862
固定資産売却損益 (△は益)	△1,290	△784
事業譲渡益	△43	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	△17	△224
関係会社株式売却損益 (△は益)	1,723	—
売上債権の増減額 (△は増加)	2,141	1,659
たな卸資産の増減額 (△は増加)	6,084	1,829
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,805	2,298
その他	△1,911	△1,295
小計	14,561	20,183
利息及び配当金の受取額	154	124
利息の支払額	△2,371	△2,058
法人税等の支払額	△683	△137
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,661	18,111
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△49	△60
投資有価証券の取得による支出	△20	△10
投資有価証券の売却による収入	101	345
有形固定資産の取得による支出	△5,476	△5,099
有形固定資産の売却による収入	9,028	1,227
事業譲渡による収入	※2 93	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※3 750	—
その他	△304	△560
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,124	△4,158
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	198	1,481
長期借入れによる収入	—	※4 104,853
長期借入金の返済による支出	△4,221	※5 △124,234
配当金の支払額	△666	△997
その他	△320	△192
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,010	△19,089
現金及び現金同等物に係る換算差額	△459	3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,315	△5,133
現金及び現金同等物の期首残高	31,708	42,023
現金及び現金同等物の期末残高	※1 42,023	※1 36,890

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 31社

主要な連結子会社の名称

日本エステル㈱

ユニチカトレーディング㈱

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は、新規設立による増加1社、当社に吸収合併したことによる減少2社である。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

㈱赤穂ユニテックサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも少額であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名

㈱赤穂ユニテックサービス

(2) 持分法適用の関連会社数 2社

主要な会社名

㈱アドール

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、その決算日が連結決算日と異なる会社は12社であり、それぞれの決算日は次のとおりである。

12月31日・・・P.T. EMBLEM ASIA等 11社

2月28日・・・UNITIKA (HONG KONG) LTD.

連結財務諸表の作成にあたっては、当該会社の決算日現在の財務諸表を使用し、当連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法。ただし、一部の連結子会社では総平均法による原価法及び先入先出法による原価法を採用している。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法。ただし、一部の連結子会社は定額法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりである。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～22年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

③ 製品改修引当金

過去に納入した製品に不具合のあることが判明したことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修に係る支出に備えるため、必要と認められる額を見積り計上している。

④ 事業構造改善引当金

事業構造改善のために、翌連結会計年度に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上している。

⑤ 役員退職慰労引当金

従来、役員（執行役員を含む。）の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上していたが、当社及び連結子会社は平成18年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同月付をもって同引当金への繰入を停止している。

⑥ 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に関連する損失の将来の支払に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法により処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

工事契約に係る収益計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を採用している。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりである。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権債務及び予定取引

③ ヘッジ方針

当社及び子会社は、「権限規程」等の内規に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、単なる投機又は投機に類する目的でのデリバティブ取引は行っていない。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎にヘッジ有効性を評価している。

ただし、振当処理を行った為替予約については、有効性の評価を省略している。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

(9) 消費税等の処理

税抜方式によっている。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「金利スワップ評価益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「金利スワップ評価益」に表示していた127百万円は、「その他」として組み替えている。

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「為替差損」に表示していた1,148百万円は、「その他」として組み替えている。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券売却損益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△1,929百万円は、「投資有価証券売却損益」△17百万円、「その他」△1,911百万円として組み替えている。

(追加情報)

1. C種種類株式の取得及び消却

当社は、平成29年3月21日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会に当社発行のC種種類株式の全部（発行総額100億円）につき、当社定款第13条の4第6項（金銭を対価とする取得条項）の規定に基づき金銭を対価として取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議し、同株主総会において承認された。

(1) C種種類株式の取得の内容

①取得する株式の種類 C種種類株式

②取得の相手方（株主） ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合

③取得する株式の総数 10,000株

④株式の取得価額 1株につき1,194,958.9円

注) 上記の株式の取得価額は、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額（1,000,000円）に1.18を乗じて得られる額に、日割未払優先配当金額（14,958.9円）を加算し算出した額である。

⑤株式の取得価額の総額 11,949,589,000円

⑥取得日 平成29年6月30日

(2) C種種類株式の消却の内容

①消却する株式の種類 C種種類株式

②消却する株式の総数 10,000株

③消却の効力発生日 平成29年6月30日

なお、C種種類株式の消却については、上記（1）によりC種種類株式を当社が取得することを条件としている。

2. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用している。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
商品及び製品	17,748百万円	16,300百万円
仕掛品	6,895	6,575
原材料及び貯蔵品	2,922	2,828

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
たな卸資産	282百万円	(ー百万円)	262百万円	(ー百万円)
有形固定資産	86,734	(67,462)	86,196	(78,551)
その他	246	(ー)	ー	(ー)
計	87,263	(67,462)	86,458	(78,551)

担保付債務は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
短期借入金	659百万円	(ー百万円)	396百万円	(110百万円)
長期借入金	77,822	(75,774)	74,720	(72,922)
計	78,482	(75,774)	75,116	(73,032)
上記の資産に対する根抵当権の極度額	3,500	(3,500)	3,500	(3,500)

上記のうち、() 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	524百万円	533百万円

※4 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号及び平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、当社及び一部の連結子会社事業用土地の再評価を行い、この再評価差額（税金相当額控除後）を純資産の部に計上している。

[連結子会社]

- ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価

- ・再評価を行った年月日

平成12年3月31日

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△3,885百万円	△3,885百万円

[当社]

- ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日政令第119号）第2条第4号に定める標準地の路線価に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により評価

- ・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△866百万円	△670百万円

5 その他

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結している。連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	—	—
借入未実行残高	5,000	5,000

※6 財務制限条項

当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする金銭消費貸借契約を締結している。当該契約には、下記の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数の貸付人の請求に基づくエージェントの通知により、契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っている。なお、平成29年3月24日付の金銭消費貸借契約書における財務制限条項は以下のとおりである。

①当社は、当該契約締結日又はそれ以降に終了する当社の各年度の決算期末日における当社の連結貸借対照表における純資産の部の金額（但し、当該決算期の末日時点において、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合（以下、「JIS」という。）が出資しているC種種類株式が償還されていない場合には、当該金額から償還予定金額118億円を控除した金額とする。）を、当該決算期の直前の決算期末日又は平成28年3月に終了する決算期末日における当社の連結貸借対照表における純資産の部の金額（但し、いずれも、当該決算期の末日時点において、JISが出資しているC種種類株式が償還されていない場合には、当該金額から償還予定金額118億円を控除した金額とする。）のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。

②当社は、当該契約締結日又はそれ以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の当期純損益に関して、それぞれ2期連続して当期純損失を計上しないことを確約する。

なお、連結会計年度末における財務制限条項が付されている借入金残高は以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	—	2,500百万円
長期借入金	—	97,500

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
貸倒引当金繰入額	△29百万円	△15百万円
賞与引当金繰入額	508	604
退職給付費用	736	492
減価償却費	242	203
運送費及び保管料	4,343	4,043
賃金	4,682	4,256
技術研究費	2,933	2,899

※2 固定資産売却益の内訳

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
主として土地の売却益である。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
主として土地の売却益である。

※3 固定資産処分損の内訳

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
主として機械装置の除却損である。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
主として機械装置の除却損である。

※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	3,203百万円	3,142百万円

※5 減損損失

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
該当事項はない。

※6 事業構造改善費用の内容は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
割増退職金の発生額	684百万円	借入金繰上返済関連費用	981百万円
構造改革に伴う減損損失	220	割増退職金の発生額	177
その他	56	その他	65
計	962	計	1,223

※7 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれている。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	368百万円		444百万円

※8 独占禁止法関連損失

独占禁止法関連損失には、独占禁止法関連損失引当金の繰入額を含んでいる。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△49百万円	292百万円
組替調整額	△17	△224
税効果調整前	△67	67
税効果額	32	△20
その他有価証券評価差額金	△35	46
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△93	47
組替調整額	103	179
税効果調整前	9	226
税効果額	12	△10
繰延ヘッジ損益	22	216
土地再評価差額金：		
税効果額	123	△41
為替換算調整勘定：		
当期発生額	203	△206
組替調整額	△30	-
為替換算調整勘定	173	△206
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△507	456
組替調整額	338	372
退職給付に係る調整額	△168	829
その他の包括利益合計	115	844

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	577,523	—	—	577,523
A種種類株式	21	—	—	21
B種種類株式	5	—	—	5
C種種類株式	10	—	—	10
合計	577,560	—	—	577,560
自己株式				
普通株式(注)	794	11	—	805
合計	794	11	—	805

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取りによる増加11千株である。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月 26日 定時株主総会	A種種類株式	174百万円	8,021円90銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	B種種類株式	91百万円	15,870円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
	C種種類株式	401百万円	40,109円60銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月 29日 定時株主総会	A種種類株式	260百万円	利益剰余金	12,000円	平成28年3月31日	平成28年6月30日
	B種種類株式	136百万円	利益剰余金	23,740円	平成28年3月31日	平成28年6月30日
	C種種類株式	600百万円	利益剰余金	60,000円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	577,523	—	—	577,523
A種種類株式	21	—	—	21
B種種類株式	5	—	—	5
C種種類株式	10	—	—	10
合計	577,560	—	—	577,560
自己株式				
普通株式（注）	805	12	—	817
合計	805	12	—	817

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加12千株は、単元未満株式の買取りによる増加12千株である。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月 29日 定時株主総会	A種種類株式	260百万円	12,000円	平成28年3月31日	平成28年6月30日
	B種種類株式	136百万円	23,740円	平成28年3月31日	平成28年6月30日
	C種種類株式	600百万円	60,000円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月 29日 定時株主総会	A種種類株式	260百万円	利益剰余金	12,000円	平成29年3月31日	平成29年6月30日
	B種種類株式	136百万円	利益剰余金	23,740円	平成29年3月31日	平成29年6月30日
	C種種類株式	600百万円	利益剰余金	60,000円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	42,101百万円	37,030百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△77	△140
現金及び現金同等物	42,023	36,890

※2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡に係る資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はない。

※3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

株式の売却に伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりである。

流動資産	6,161百万円
固定資産	4,697
流動負債	△3,599
固定負債	△3,225
非支配株主持分	△1
関係会社株式売却益	375
関係会社株式売却損	△2,098
株式の売却価額	2,309
現金及び現金同等物	△1,558
差引：売却による収入	750

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はない。

※4 長期借入れによる収入

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

主としてシンジケートローン契約によるものである。

※5 長期借入金の返済による支出

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

主として金融支援の残高維持の解消によるものである。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

(1) 有形固定資産

主として、ホストコンピュータ及びサーバ(工具、器具及び備品)である。

(2) 無形固定資産

ソフトウェアである。

2. リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達している。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日である。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資などに係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年後である。これら債務には、金利の変動リスクに晒されているものがある。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、権限規程に従い、営業債権について、各事業部門におけるスタッフが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の権限規程に準じて、同様の管理を行っている。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識している。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用していた。この金利スワップ取引については、リファイナンスによって、金融支援による借入金の残高維持を前倒して解消した後も、契約を継続させている。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っている。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていない（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	42,101	42,101	—
(2) 受取手形及び売掛金	35,811	35,811	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,928	1,928	—
資産計	79,842	79,842	—
(1) 支払手形及び買掛金	15,322	15,322	—
(2) 短期借入金	1,827	1,827	—
(3) 長期借入金（※1）	417	415	△1
負債計	17,567	17,566	△1
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(213)	(213)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(126)	(126)	—

（※1）長期借入金のうち、金融支援の対象となっている借入金は除いている。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示している。合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示している。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	37,030	37,030	—
(2) 受取手形及び売掛金	34,116	34,116	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,936	1,936	—
資産計	73,082	73,082	—
(1) 支払手形及び買掛金	17,506	17,506	—
(2) 短期借入金	3,438	3,438	—
(3) 長期借入金	105,889	105,853	35
負債計	126,833	126,797	35
デリバティブ取引（※1）			
ヘッジ会計が適用されているもの	12	12	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(79)	(79)	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権及び債務は純額で表示している。合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってい
る。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってい
る。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り
引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」に記載のとおりである。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	510	459
非連結子会社株式及び関連会社株式	524	533
長期借入金	124,089	—

非上場株式、非連結子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを
見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には
含めていない。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	42,101	—	—	—
受取手形及び売掛金	35,811	—	—	—
合計	77,913	—	—	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	37,030	—	—	—
受取手形及び売掛金	34,116	—	—	—
合計	71,146	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,827	—	—	—	—	—
長期借入金	363	31	17	3	1	—
合計	2,191	31	17	3	1	—

当社では、取引先金融機関から債務返済条件の変更等の金融支援を受けている。本件長期借入金124,089百万円については、将来の返済計画の見積りに対する不確実性等が高いため、記載していない。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,438	—	—	—	—	—
長期借入金	2,756	2,747	100,330	27	26	—
合計	6,194	2,747	100,330	27	26	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成28年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,590	879	711
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,590	879	711
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	338	425	△87
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	338	425	△87
合計		1,928	1,304	624

当連結会計年度 (平成29年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,606	878	728
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,606	878	728
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	330	366	△36
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	330	366	△36
合計		1,936	1,244	692

2. 売却したその他有価証券
前連結会計年度（平成28年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	86	17	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	15	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	101	17	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	345	224	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	345	224	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 タイバーツ	603	—	△30	△30

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関より提示された価格等に基づき算定している。

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

該当事項はない。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	8,845	7,612	△96	△96

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関より提示された価格等に基づき算定している。

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	16,061	2,627	△79	△79

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関より提示された価格等に基づき算定している。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の算定方法	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金(予定取引)	623	—	△20	取引先金融機関より提示された価格等に基づき算定している。	
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	597	—	(注)		—
	ユーロ 売建	売掛金	42	—	(注)		—
	買建 米ドル	買掛金	181	—	(注)		—

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、予定取引に係るものを除き、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品関係」に記載の売掛金及び買掛金の時価に含めて記載している。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の算定方法
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金(予定取引)	157	—	4	取引先金融機関より提示された価格等に基づき算定している。
	ポンド 売建	売掛金(予定取引)	57	—	0	
	買建 米ドル	買掛金(予定取引)	463	—	8	
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	544	—	(注)	—
	ポンド 売建	売掛金	2	—	(注)	—
	ユーロ 売建	売掛金	29	—	(注)	—
	買建 米ドル	買掛金	171	—	(注)	—

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、予定取引に係るものを除き、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、「金融商品関係」に記載の売掛金及び買掛金の時価に含めて記載している。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	14,718	13,107	△192

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関より提示された価格等に基づき算定している。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を設けている。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算上の退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合がある。一部の海外連結子会社でも確定給付型の制度を設けている。また、当社では、平成20年4月1日付けで従業員の退職金制度の改定を行い、将来分の一部を確定給付型の制度から確定拠出年金制度へ移行している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	13,909百万円	12,929百万円
勤務費用	1,194	1,125
利息費用	109	57
数理計算上の差異の発生額	379	△425
退職給付の支払額	△2,456	△1,018
連結除外による減少	△205	—
その他	0	△13
退職給付債務の期末残高	12,929	12,654

(注) 簡便法を適用した制度を含んでいる。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	1,570百万円	1,430百万円
数理計算上の差異の発生額	△129	36
事業主からの拠出額	12	12
退職給付の支払額	△24	△22
年金資産の期末残高	1,430	1,457

(注) 簡便法を適用した制度を含んでいる。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	11,816百万円	11,629百万円
年金資産	△1,430	△1,457
	10,386	10,172
非積立制度の退職給付債務	1,113	1,024
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,499	11,197
退職給付に係る負債	11,513	11,209
退職給付に係る資産	13	12
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,499	11,197

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	1,194百万円	1,125百万円
利息費用	109	57
数理計算上の差異の費用処理額	390	△420
過去勤務費用の費用処理額	△50	△50
確定給付制度に係る退職給付費用	1,643	712

(注) 1. 上記のほか、割増退職金を当連結会計年度177百万円計上している。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
過去勤務費用	△50百万円	△50百万円
数理計算上の差異	△118	879
合 計	△168	829

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	251百万円	200百万円
未認識数理計算上の差異	△3,859	△2,979
合 計	△3,608	△2,779

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
株式	83%	82%
債券	—	—
現金及び預金	7	8
その他	10	10
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度90%、当連結会計年度90%含まれている。

② 長期期待運用収益率の設定方法

当社の年金資産は退職給付信託がその大部分を占めており、その評価損益及び実現損益に基づく長期期待運用収益率の見積りが困難であるため、長期期待運用収益率を設定していない。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割引率	0.5%	0.6%
長期期待運用収益率	—	—

(注) 退職給付債務の計算には予想昇給率は使用していない。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度142百万円、当連結会計年度141百万円である。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	55百万円	32百万円
賞与引当金	393	454
退職給付に係る負債	4,359	4,267
事業構造改善引当金	327	54
独占禁止法関連損失引当金	—	301
製品改修引当金	915	581
減損損失	3,180	2,615
繰越欠損金	11,853	10,875
固定資産等未実現利益消去額	904	993
たな卸資産	153	201
その他	1,593	990
繰延税金資産小計	23,735	21,370
評価性引当額	△20,757	△18,269
繰延税金資産合計	2,977	3,101
繰延税金負債		
退職給付信託	△638	△626
土地	△9,828	△9,709
その他有価証券評価差額金	△191	△211
その他	△2	△6
繰延税金負債合計	△10,660	△10,554
繰延税金資産・負債(△)の純額	△7,682	△7,453

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.1%	30.8%
加算永久差異	2.5	1.7
減算永久差異	△0.2	△0.1
住民税均等割	1.3	0.6
税額控除	△0.0	△1.5
連結子会社税率差異	3.0	△1.2
税効果未認識未実現損益	0.1	△1.7
繰延税金資産に対する評価性引当額増減	△100.4	△17.3
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△9.4	△1.5
関係会社株式売却益	24.7	—
その他	△0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△45.5	9.9

(企業結合等関係)

当連結会計年度に実施した企業結合等の取引のうち重要なものは以下のとおりである。
共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称： ユニチカリアルティ株式会社
事業の内容： 不動産の管理・売却・賃貸・開発

(2) 企業結合日

平成28年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、ユニチカリアルティ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ユニチカ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

ユニチカリアルティ株式会社は、当社が保有する遊休不動産の有効活用及び賃貸資産の総合的な管理等を行うことを目的として設立したが、主要不動産の売却及びショッピングセンター等の運営事業からの撤退により、大幅に事業が縮小するなど、一定の役割を果たし終えたため、本件合併を行った。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行った。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「高分子事業」、「機能材事業」、「繊維事業」の3つを報告セグメントとしている。

「高分子事業」はフィルム、樹脂、不織布の製造・販売を行っている。「機能材事業」はガラス繊維等の製造・販売を行っている。「繊維事業」は各種繊維（糸・綿・織編物等）の製造・販売を行っている。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一である。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	高分子 事業	機能材 事業	繊維事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	56,313	11,914	65,431	133,659	12,814	146,474	—	146,474
セグメント間の内部売上 高又は振替高	10,459	928	952	12,341	1,130	13,472	△13,472	—
計	66,773	12,842	66,384	146,001	13,945	159,946	△13,472	146,474
セグメント利益又は損失 (△)	8,002	1,447	1,586	11,036	△630	10,405	44	10,450
セグメント資産	100,337	17,630	47,176	165,144	16,089	181,233	38,723	219,957
その他の項目								
減価償却費	3,306	374	488	4,170	252	4,422	408	4,831
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,230	379	506	5,116	270	5,386	1,139	6,526

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境事業、不動産関連事業等を含んでいる。

2. 調整額は以下のとおりである。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額44百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

(2) セグメント資産の調整額38,723百万円には、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)並びに管理及び研究開発部門に係る資産等が含まれている。

(3) 減価償却費の調整額408百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産に係る減価償却費である。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,139百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産の増加額である。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	高分子 事業	機能材 事業	繊維事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	55,057	12,089	55,535	122,682	3,536	126,219	—	126,219
セグメント間の内部売上 高又は振替高	8,955	894	962	10,812	1,142	11,954	△11,954	—
計	64,013	12,983	56,497	133,494	4,679	138,174	△11,954	126,219
セグメント利益又は損失 (△)	10,035	1,130	1,932	13,098	△578	12,520	17	12,538
セグメント資産	100,528	17,118	48,869	166,516	10,912	177,429	34,443	211,872
その他の項目								
減価償却費	3,165	368	541	4,074	66	4,140	385	4,526
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,539	328	275	4,143	44	4,187	1,436	5,624

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、各種プラントの設計施工及び整備保全等を含んでいる。

2. 調整額は以下のとおりである。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額17百万円は、セグメント間取引消去によるものである。
- (2) セグメント資産の調整額34,443百万円には、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)並びに管理及び研究開発部門に係る資産等が含まれている。
- (3) 減価償却費の調整額385百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産に係る減価償却費である。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,436百万円は、各報告セグメントに配分していない共通の資産の増加額である。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	欧州他	合計
114,275	20,482	11,716	146,474

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略している。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	欧州他	合計
97,463	17,993	10,762	126,219

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はない。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はない。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はない。

【関連当事者情報】

該当事項はない。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	△6円76銭	5円80銭
1株当たり当期純利益金額	10円29銭	11円08銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	5円50銭	5円75銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	37,936	45,264
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	41,834	41,919
(うち種類株式の払込金額(百万円))	(37,499)	(37,499)
(うち優先配当額(百万円))	(997)	(997)
(うち非支配株主持分(百万円))	(3,338)	(3,422)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	△3,898	3,345
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	576,717	576,705

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	6,933	7,389
普通株主に帰属しない金額(百万円)	997	997
(うち優先配当額(百万円))	(997)	(997)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	5,935	6,391
普通株式の期中平均株式数(千株)	576,723	576,713
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	997	997
(うち優先配当額(百万円))	(997)	(997)
普通株式増加数(千株)	684,847	709,035
(うち優先株式数(千株))	(684,847)	(709,035)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会に普通株式の併合及び単元株式数の変更について付議することを決議し、同株主総会において承認された。

(1) 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指している。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の金額水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合を実施するものである。

(2) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式10株につき1株の割合で併合する。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	577,523,433 株
株式併合により減少する株式数	519,771,090 株
株式併合後の発行済株式総数	57,752,343 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値である。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配する。

(3) 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する。

(4) 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
株主総会決議日	平成29年6月29日
株式併合及び単元株式数の変更	平成29年10月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	△67.59 円	58.00 円
1株当たり当期純利益金額	102.92 円	110.82 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	54.96 円	57.47 円

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はない。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,827	3,438	2.37	—
1年以内に返済予定の長期借入金	363	2,756	1.14	—
1年以内に返済予定のリース債務	139	117	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	124,142	103,132	1.08	平成34年3月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	642	483	—	平成34年6月
その他有利子負債				
従業員預り金（1年以内返済）	2,428	2,412	1.31	—
その他（1年以内返済）	10	10	0.01	—
合計	129,554	112,351	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,747	100,330	27	26
リース債務	219	136	121	4

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	31,289	62,571	92,187	126,219
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	1,473	3,996	7,291	8,052
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万 円)	1,191	3,585	6,285	7,389
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	1.63	5.35	9.59	11.08

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.63	3.72	4.24	1.49

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,425	29,306
受取手形	1,773	1,554
電子記録債権	881	1,347
売掛金	※2 21,403	※2 20,161
商品及び製品	12,247	11,205
仕掛品	1,640	1,598
原材料及び貯蔵品	961	857
前渡金	33	26
前払費用	358	327
繰延税金資産	1,369	1,400
関係会社短期貸付金	3,569	3,477
営業外受取手形	2,844	2,596
短期債権	※2 1,669	※2 1,294
貸倒引当金	△16	△15
流動資産合計	81,162	75,139
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,488	5,530
構築物	1,256	1,251
機械及び装置	9,648	9,878
車両運搬具	27	26
工具、器具及び備品	607	605
土地	51,642	55,467
リース資産	140	94
建設仮勘定	1,342	647
有形固定資産合計	※1 70,154	※1 73,502
無形固定資産		
ソフトウェア	1,288	1,911
その他	130	73
無形固定資産合計	1,419	1,984
投資その他の資産		
投資有価証券	2,409	2,380
関係会社株式	33,501	23,771
出資金	4	3
関係会社出資金	2,031	2,031
関係会社長期貸付金	23,142	24,265
破産更生債権等	3	2
長期前払費用	229	286
長期差入保証金	558	506
その他	53	53
貸倒引当金	△9,945	△10,250
投資損失引当金	△1,682	△1,616
投資その他の資産合計	50,306	41,435
固定資産合計	121,881	116,922
資産合計	203,043	192,061

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	435	676
買掛金	※2 8,562	※2 11,152
短期借入金	1,168	1,250
1年内返済予定の長期借入金	—	※5 2,500
リース債務	126	105
未払金	※2 1,674	※2 1,759
未払費用	※2 1,154	※2 1,151
未払法人税等	56	875
前受金	73	111
預り金	※2 8,844	※2 844
従業員預り金	2,385	2,371
賞与引当金	635	761
事業構造改善引当金	369	129
独占禁止法関連損失引当金	—	980
その他	※2 1,178	※2 821
流動負債合計	26,663	25,492
固定負債		
長期借入金	※1 114,262	※1、※5 97,500
リース債務	623	467
繰延税金負債	9,370	10,380
再評価に係る繰延税金負債	2,361	2,353
長期預り保証金	103	25
退職給付引当金	6,868	7,476
役員退職慰労引当金	4	4
関係会社事業損失引当金	2,822	1,402
資産除去債務	85	84
その他	※2 720	※2 636
固定負債合計	137,222	120,332
負債合計	163,886	145,825
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	25	25
その他資本剰余金	28,470	28,470
資本剰余金合計	28,495	28,495
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,782	12,648
利益剰余金合計	5,782	12,648
自己株式	△44	△45
株主資本合計	34,334	41,199
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	431	480
繰延ヘッジ損益	△183	△0
土地再評価差額金	4,574	4,556
評価・換算差額等合計	4,822	5,036
純資産合計	39,157	46,236
負債純資産合計	203,043	192,061

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	※1 85,838	※1 79,040
売上原価	※1 65,176	※1 56,912
売上総利益	20,661	22,127
販売費及び一般管理費	※1、※2 11,744	※1、※2 12,304
営業利益	8,917	9,823
営業外収益		
受取利息	※1 403	※1 396
受取配当金	※1 100	※1 75
受取賃貸料	※1 327	※1 279
その他	※1 392	※1 314
営業外収益合計	1,223	1,065
営業外費用		
支払利息	※1 2,291	※1 1,809
賃貸施設維持費	116	114
その他	※1 1,793	※1 876
営業外費用合計	4,201	2,800
経常利益	5,939	8,088
特別利益		
固定資産売却益	727	15
投資有価証券売却益	—	220
抱合せ株式消滅差益	—	2,660
貸倒引当金戻入額	—	842
関係会社株式売却益	1,437	—
事業譲渡益	43	—
投資損失引当金戻入額	165	66
債務保証損失引当金戻入額	9	—
特別利益合計	2,382	3,805
特別損失		
固定資産処分損	440	544
貸倒引当金繰入額	316	—
関係会社事業損失引当金繰入額	506	168
事業構造改善費用	※3 844	※3 1,283
独占禁止法関連損失	—	※4 1,203
その他	224	171
特別損失合計	2,331	3,370
税引前当期純利益	5,990	8,523
法人税、住民税及び事業税	△61	708
法人税等調整額	△1,304	△31
法人税等合計	△1,365	677
当期純利益	7,355	7,845

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100	0	60,275	60,275	△31,112	△31,112
当期変動額						
剰余金（その他資本剰余金）の配当		25	△691	△666		
欠損填補			△31,112	△31,112	31,112	31,112
当期純利益					7,355	7,355
土地再評価差額金の取崩					△1,572	△1,572
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	25	△31,804	△31,779	36,895	36,895
当期末残高	100	25	28,470	28,495	5,782	5,782

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△43	29,219	463	△228	2,937	3,171	32,390
当期変動額							
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△666					△666
欠損填補		-					-
当期純利益		7,355					7,355
土地再評価差額金の取崩		△1,572			1,572	1,572	-
自己株式の取得	△0	△0					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△31	45	64	78	78
当期変動額合計	△0	5,115	△31	45	1,637	1,651	6,766
当期末残高	△44	34,334	431	△183	4,574	4,822	39,157

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100	25	28,470	28,495	5,782	5,782
当期変動額						
剰余金の配当				-	△997	△997
当期純利益					7,845	7,845
土地再評価差額金の取崩					17	17
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	6,865	6,865
当期末残高	100	25	28,470	28,495	12,648	12,648

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△44	34,334	431	△183	4,574	4,822	39,157
当期変動額							
剰余金の配当		△997					△997
当期純利益		7,845					7,845
土地再評価差額金の取崩		17			△17	△17	-
自己株式の取得	△0	△0					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			48	182		231	231
当期変動額合計	△0	6,864	48	182	△17	213	7,078
当期末残高	△45	41,199	480	△0	4,556	5,036	46,236

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・・・時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用

期間で均等に償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、損失負担見込額を計上している。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

(4) 事業構造改善引当金

事業構造改善のために、翌事業年度に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る信託資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として13年）の年数による定額法により、それぞれ発生の翌年度から費用処理している。

(6) 役員退職慰労引当金

従来、役員（執行役員を含む。）の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上していたが、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同日付をもって同引当金への繰入を停止している。

(7) 関係会社事業損失引当金

関係会社への事業損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上している。

(8) 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に関連する損失の将来の支払に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上している。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用している。

(3) 消費税等の処理方法

税抜方式によっている。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「金利スワップ評価益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「金利スワップ評価益」に表示していた127百万円は、「その他」として組み替えている。

前事業年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「為替差損」に表示していた955百万円は、「その他」として組み替えている。

(追加情報)

1. C種種類株式の取得及び消却

当社は、平成29年3月21日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会に当社発行のC種種類株式の全部（発行総額100億円）につき、当社定款第13条の4第6項（金銭を対価とする取得条項）の規定に基づき金銭を対価として取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議し、同株主総会において承認された。

(1) C種種類株式の取得の内容

①取得する株式の種類 C種種類株式

②取得の相手方（株主） ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合

③取得する株式の総数 10,000株

④株式の取得価額 1株につき1,194,958.9円

注) 上記の株式の取得価額は、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額（1,000,000円）に1.18を乗じて得られる額に、日割未払優先配当金額（14,958.9円）を加算し算出した額である。

⑤株式の取得価額の総額 11,949,589,000円

⑥取得日 平成29年6月30日

(2) C種種類株式の消却の内容

①消却する株式の種類 C種種類株式

②消却する株式の総数 10,000株

③消却の効力発生日 平成29年6月30日

なお、C種種類株式の消却については、上記（1）によりC種種類株式を当社が取得することを条件としている。

2. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用している。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有形固定資産	65,554百万円	70,205百万円
担保に係る債務		
	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
長期借入金	72,008百万円	69,342百万円
その他	3,500	3,500
計	75,508	72,842

上記のほか、以下の子会社の有形固定資産が上記債務の担保に供されている。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
大阪染工(株)	4,887百万円	4,883百万円
ユニチカリアルティ(株)	4,557	—
ユニチカテキスタイル(株)	3,006	2,981
ユニチカグラスファイバー(株)	2,584	2,493

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	6,085百万円	5,007百万円
短期金銭債務	11,273	3,659
長期金銭債務	131	217

3 保証債務 (保証予約を含む)

当社は、下記の会社の銀行借入金等に対して保証を行っている。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
ユニチカスパークライト(株)	508百万円	ユニチカスパークライト(株) 487百万円
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD.	359	ユニチカグラスファイバー(株) 54
尤尼吉可(上海)貿易有限公司	53	尤尼吉可(上海)貿易有限公司 49
計	920	計 591

4 その他

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結している。事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりである。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸出コミットメントの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	—	—
借入未実行残高	5,000	5,000

※5 財務制限条項

当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする金銭消費貸借契約を締結している。当該契約には、下記の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、多数の貸付人の請求に基づくエージェントの通知により、契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っている。なお、平成29年3月24日付の金銭消費貸借契約書における財務制限条項は以下のとおりである。

① 当社は、当該契約締結日又はそれ以降に終了する当社の各年度の決算期末日における当社の連結貸借対照表における純資産の部の金額（但し、当該決算期の末日時点において、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合（以下、「JIS」という。）が出資しているC種種類株式が償還されていない場合には、当該金額から償還予定金額118億円を控除した金額とする。）を、当該決算期の直前の決算期末日又は平成28年3月に終了する決算期末日における当社の連結貸借対照表における純資産の部の金額（但し、いずれも、当該決算期の末日時点において、JISが出資しているC種種類株式が償還されていない場合には、当該金額から償還予定金額118億円を控除した金額とする。）のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持することを確約する。

②当社は、当該契約締日又はそれ以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の当期純損益に関して、それぞれ2期連続して当期純損失を計上しないことを確約する。

なお、事業年度末における財務制限条項が付されている借入金残高は以下のとおりである。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	—	2,500百万円
長期借入金	—	97,500

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
営業取引による取引高				
売上高		16,058百万円		13,074百万円
仕入高		20,393		16,831
営業取引以外の取引による取引高		19,330		17,287

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28%、当事業年度27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72%、当事業年度73%である。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
賞与引当金繰入額		291百万円		375百万円
退職給付費用		353		353
減価償却費		155		125
運送費及び保管料		3,042		2,963
貸金		2,273		2,273
技術研究費		2,785		2,765

※3 事業構造改善費用の内容は、次のとおりである。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
割増退職金の発生額	419百万円	借入金繰上返済関連費用		981百万円
事業整理に伴う整理損失	204	割増退職金の発生額		116
構造改革に伴う減損損失	186	事業整理に伴う整理損失		154
その他	33	その他		31
計	844	計		1,283

※4 独占禁止法関連損失

独占禁止法関連損失には、独占禁止法関連損失引当金の繰入額を含んでいる。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式33,240百万円、関連会社株式261百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していない。

当事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式23,510百万円、関連会社株式261百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式	4,448百万円	518百万円
関係会社出資金	438	438
貸倒引当金	3,048	3,141
投資損失引当金	514	494
賞与引当金	195	234
退職給付引当金	2,956	3,137
関係会社事業損失引当金	863	429
事業構造改善引当金	112	39
独占禁止法関連損失引当金	—	301
減損損失	1,200	1,104
繰越欠損金	4,137	6,413
その他	1,283	1,046
繰延税金資産小計	19,200	17,299
評価性引当額	△17,522	△15,729
繰延税金資産合計	1,677	1,570
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△190	△211
退職給付信託	△638	△626
土地	△8,847	△9,709
その他	△2	△2
繰延税金負債合計	△9,678	△10,550
繰延税金資産・負債(△)の純額	△8,001	△8,980

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.8%
(調整)		
加算永久差異	1.5	1.0
減算永久差異	△0.3	△0.1
住民税均等割	0.4	0.2
繰延税金資産に対する評価性引当額増減	△50.6	△11.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△7.4	△1.4
税額控除	△0.0	△2.0
抱合せ株式消滅差益	—	△9.6
寄附金損金不算入額	0.1	0.1
その他	0.4	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△22.8	8.0

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(ユニチカリアルティ株式会社の吸収合併)

抱合せ株式消滅差益 2,463百万円

上記以外は、連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(重要な後発事象)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会に普通株式の併合及び単元株式数の変更について付議することを決議し、同株主総会において承認された。

詳細については、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に記載している。

なお、当該株式併合が前事業年度の期首に実施されていたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりである。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	11.46 円	134.21 円
1株当たり当期純利益金額	110.25 円	118.75 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	58.31 円	61.02 円

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	30,262	1,443	897	510	30,808	25,278
	構築物	6,954	419	375	123	6,998	5,746
	機械及び装置	97,643	2,220	2,219	1,700	97,644	87,765
	車両運搬具	360	27	59	5	328	302
	工具、器具及び備品	5,528	378	503	174	5,403	4,797
	土地	51,642 [6,935]	4,197	372 [25]	—	55,467 [6,910]	—
	リース資産	688	17	47	62	658	563
	建設仮勘定	1,342	2,027	2,722	—	647	—
	計	194,423 [6,935]	10,731	7,198 [25]	2,577	197,956 [6,910]	124,454
無形 固定資産	ソフトウェア	—	—	—	159	2,282	371
	リース資産他	—	—	—	58	393	320
	計	—	—	—	217	2,676	691

(注) 1. 「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の[]内は内書きで、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額である。なお、「当期減少額」は売却によるものである。

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄については、取得価額で記載している。

3. 「当期増加額」には、ユニチカリアルティ㈱を吸収合併したことによる増加額が、次のとおり含まれている。

建物	1,090百万円
構築物	319
機械及び装置	109
車両運搬具	20
工具、器具及び備品	192
土地	4,190

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	9,961	1,727	1,422	10,265
投資損失引当金	1,682	—	66	1,616
賞与引当金	635	761	635	761
事業構造改善引当金	369	98	338	129
独占禁止法関連損失引当金	—	980	—	980
役員退職慰労引当金	4	—	—	4
関係会社事業損失引当金	2,822	168	1,588	1,402

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項はない。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式1,000株、A種種類株式1株、B種種類株式1株、 C種種類株式1株、D種種類株式1株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は、当社ウェブサイト (http://www.unitika.co.jp/ir/notice/index.html) に掲載している。
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していない。
2. 当社は、平成29年6月29日開催の第207回定時株主総会において、株式併合（10株を1株に併合）の効力発生日（平成29年10月1日）をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第206期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日近畿財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月29日近畿財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第207期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月12日近畿財務局長に提出

（第207期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月11日近畿財務局長に提出

（第207期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月13日近畿財務局長に提出

(4)臨時報告書

平成28年5月17日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

平成28年5月17日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

平成28年7月4日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書である。

平成28年11月10日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

平成28年11月29日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書である。

平成29年5月16日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書である。

(5)有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成28年7月5日近畿財務局長に提出

事業年度（第206期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書である。

平成29年6月26日近畿財務局長に提出

事業年度（第205期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書である。

平成29年6月26日近畿財務局長に提出

事業年度（第206期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書である。

(6)臨時報告書の訂正報告書

平成29年2月17日近畿財務局長に提出

平成28年11月29日提出の臨時報告書（特定子会社の異動）に係る訂正報告書である。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月29日

ユニチカ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 昇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 昌一 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニチカ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ユニチカ株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ユニチカ株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

ユニチカ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 昇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 稔郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 昌一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユニチカ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第207期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【会社名】	ユニチカ株式会社
【英訳名】	UNITIKA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 注連 浩行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っている。) (大阪本社) 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【縦覧に供する場所】	ユニチカ株式会社東京本社 (東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 当社の東京本社は、金融商品取引法上の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供している。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長注連浩行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社12社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社19社及び持分法適用会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している11事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はない。

5 【特記事項】

該当事項はない。